

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【発行者名】 シュロダー・インベストメント・マネージメント
（ルクセンブルグ）エス・エイ
（Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 ゲーリー・ジャナウェイ
（Gary Janaway）
取締役 ノエル・フェッシー
（Noel Fessey）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 セニガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ通り5番
（5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand-Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 水谷 共宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）】 シュロダー・SMBC グローバル・ボンド・シリーズ -
外国投資信託受益証券に係るファ シュロダー・グローバル・ボンド・オープン
ンドの名称】 （Schroder SMBC Global Bond Series -
Schroder Global Bond Open）

【届出の対象とした募集（売出）】 50億アメリカ合衆国ドル（約4,107億円）

【外国投資信託受益証券の金額】 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、
平成23年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買
相場の仲値（1米ドル=82.13円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また原届出書に訂正すべき事項がありますのでこれらを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

シュローダー・SMB C グローバル・ボンド・シリーズ（Schroder SMBC Global Bond Series）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるシュローダー・グローバル・ボンド・オープン（Schroder Global Bond Open）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

（資産別および地域別の投資状況）

（平成23年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
債券	アメリカ合衆国	54,922,415.05	43.76
	フランス	16,233,099.00	12.93
	イタリア	16,180,487.97	12.89
	イギリス	9,749,300.85	7.77
	オランダ	6,710,487.42	5.35
	カナダ	4,780,231.67	3.81
	国際機関	4,704,801.20	3.75
	ドイツ	3,068,214.23	2.44
	スイス	2,119,993.63	1.69
	デンマーク	1,987,040.30	1.58
	オーストラリア	1,770,632.90	1.41
	スウェーデン	1,538,677.34	1.23
	ベルギー	1,258,846.58	1.00
	ジャージー島	1,053,868.59	0.84
	アイルランド	1,015,329.39	0.81
	ルクセンブルグ	716,926.17	0.57
	ノルウェー	540,225.49	0.43
マレーシア	290,526.99	0.23	
シンガポール	233,665.12	0.19	
小計		128,874,769.89	102.67
現金・その他の資産（負債控除後）		- 3,356,938.25	- 2.67
合計 （純資産総額）		125,517,831.64 （約10,303百万円）	100.00

（注1）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注2）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=82.08円）による。以下、米ドルの円貨表示は、特に記載がない限り、すべてこれによる。

- （注3）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。
- （注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
平成22年5月末日	107,026	8,785	9.57	786
6月末日	107,960	8,861	9.64	791
7月末日	110,024	9,031	9.97	818
8月末日	113,794	9,340	10.03	823
9月末日	117,995	9,685	10.28	844
10月末日	117,731	9,663	10.31	846
11月末日	114,996	9,439	9.87	810
12月末日	114,027	9,359	9.80	804
平成23年1月末日	115,672	9,494	9.91	813
2月末日	117,711	9,662	9.96	818
3月末日	119,114	9,777	10.00	821
4月末日	125,518	10,303	10.24	840

分配の推移

計算期間	1口当たり分配金
平成22年5月1日～平成23年4月末日	0.42米ドル

収益率の推移

計算期間	収益率 ^(注)
平成22年5月1日～平成23年4月末日	7.57%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成23年4月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成22年4月末日現在の1口当たり純資産価格(分配前の額)

2 販売及び買戻しの実績

平成23年4月末日までの1年間における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに平成23年4月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
5,072,530 (5,072,530)	3,823,700 (3,823,700)	12,261,860 (12,261,860)

(注) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成23年4月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝82.08円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2011年3月31日現在

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券		
有価証券取得原価	118,343,500	9,713,634
未実現利益	2,422,062	198,803
有価証券時価	120,765,562	9,912,437
現金預金		
	4,692,754	385,181
設立費		
	223,032	18,306
未収申込金		
	681,981	55,977
未収分配金および未収利息		
	1,309,570	107,490
未収雑費および前払費用		
	62,449	5,126
資産合計	127,735,348	10,484,517
負債		
有価証券購入未払金		
	7,863,169	645,409
未払買戻金		
	225,196	18,484
未払投資運用報酬		
	35,275	2,895
その他の未払金		
	498,112	40,885
負債合計	8,621,752	707,673
純資産総額	119,113,596	9,776,844

発行済受益証券

2011年3月31日現在

クラスB 受益証券 11,912,560口

受益証券1口当たり純資産価格

2011年3月31日現在

クラスB 受益証券 10.00 821円

注記は、財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記

2011年3月31日現在

ファンド

ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日法（「2002年法」）のパート の規定により規制される投資信託としての要件を充足している。ファンドは、2002年法第133条に従い、複数のサブ・ファンドを設定する可能性を有する「アンブレラ・ファンド」として構成されている。ファンドは、無期限で設立されており、各サブ・ファンドについて、複数のクラス受益証券の追加発行が可能である。

受益証券のクラス

2011年3月31日現在、投資可能なクラス受益証券は一つである。：

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券

申込手数料および販売報酬

クラスB 受益証券について、申込手数料は徴収されない¹。

かかるクラスは、純資産価額の年率1.26%の販売報酬の対象となる。

最低申込金額、最低追加申込金額および最低保有金額

最低当初申込口数および最低保有口数は100口である。

最低追加申込口数は10口である。

上記の制限は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

設立費

ファンドの設立費（印刷費、法的費用、ならびにファンドの設定および運用開始に係するその他の費用を含む。）は、5年を超えない期間にわたり償却される。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの純資産価額から報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、毎月支払われる。当期のクラスB 受益証券の報酬料率は、純資産価額に対して年率0.35%であった。

かかる報酬は、管理会社の裁量により放棄されることがある。

費用補助

管理・管理事務代行報酬、保管受託報酬、販売報酬、投資運用報酬および法定費用は、ファンドの純資産価額を参照して毎日計算され、かつ発生し、毎月支払われる。当該報酬は、当期においてファンドに適用され、ファンドの純資産価額の1.78%を上限とされた。当期中、管理会社は、かかる報酬の上限額を遵守するため、ファンドに対して補助金を支出した。

¹ 「純資産価格」の「ファンド資産の評価」に記載の関連する注記を参照のこと。

純資産価額

1口当たり純資産価格の計算

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格（「純資産価格」）は、各取引日に計算され、当該サブ・ファンドまたはクラスの通貨建てで表示される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産価額（当該クラスの比例持分資産から、管理会社が必要とし、また慎重な水準と考える引当金を含む負債を控除した額）を、当該クラスの当該時点での発行口数で除することにより計算される。算出された値は、小数第三位を四捨五入される。資産総額の評価に適用される規則に係るさらなる詳細は、現行の目論見書に記載されている。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの受益者の利益のためにのみ投資されるものとし、また、特定のサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの負債、コミットメントおよび債務に対してのみ会計処理されるものとする。

ファンド資産の評価

手元現金または現金預金、為替手形および一覧払い約束手形、売掛金、前払費用、現金配当ならびに上記の通り宣言または発生したが受領されていない利息の評価額は、その全額が支払われないかまたは受領されないと予想される場合（かかる場合は、その評価額は、管理会社はその真の価値を反映する適切な割引を行った後の価額となる。）を除き、その全額とみなされる。

通常、サブ・ファンドの投資対象は、当該投資対象が取引され、相場が立ちまたは処理されている証券市場における当該証券の最終取引価格または入手可能な最終仲値（最終の買い呼び値および売り呼び値の中間値）を基準として評価される。

サブ・ファンドの投資対象が証券取引所に上場されており、かつかかる投資対象が上場されている証券取引所以外のマーケット・メーカーにより取引されている場合、管理会社は、当該投資対象の主たる市場を決定し、当該投資対象は、かかる市場における入手可能な最終価格で評価される。いずれの証券取引所においても取引されていないが、その他の規制市場において取引されている有価証券は、前述の段落において記載されている方法にできる限り類似した方法で評価される。

オープン・エンド型投資信託の受益証券は、入手可能な最終報告純資産価格を基準として評価される。最終報告純資産価格は、管理会社により決定される調整方法により、報告日以降の相場変動を反映すべく調整されることがある。投資対象の購入および売却は、取引日において認識される。

規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券については、容易に入手可能なすべての情報に基づき評価される。かかる情報には、管理会社が、投資対象証券の真正な価値を反映するため、誠実に決定した評価技法が含まれることがあり、適切な場合には、かかる譲渡性のある有価証券の発行体が指定する評価技法に従う。投資者は、すべてのサブ・ファンドのクラスB受益証券の取得に際し、購入時の申込手数料を徴収されない。代わりに、ファンドの目論見書に記載された条件付後払手数料（「C D S C」）を管理会社に支払わなければならないことがある。かかる要項のため、管理会社は、クラスB受益証券に関し、手数料支払専属代行会社を任命し、当該手数料支払代行会社の関連企業によって発行された債券（「NAVトラッカー」）を購入した。NAVトラッカーの名称は、「ソシエテ・ジェネラル・アクセプタンス 0% 09/07/2019」であり、投資有価証券明細表において、「他の規制ある市場で取引されていないその他の譲渡性のある有価証券」に分類されている。

その他のすべての資産および負債は、一般に認められている評価原則および手続に従い、管理会社により誠実に決定される各々の適正価額で評価される。利息は取得により発生する。

基準通貨建てではない投資対象の取得原価、収入および支出は、取引日における実勢為替レートにより換算さ

れている。これらの項目の取引により生じる為替差損益は、運用結果の決定において考慮される。

未決済の為替予約契約は、当該契約の残存期間において適用される先渡交換レートを参照し、期末現在で評価される。実現損益は、清算された、または、同じ取引相手方とその他の契約により相殺された為替予約契約の純損益を含む。

投資有価証券売却に係る実現損益

投資有価証券売却に係る実現利益および損失は、通常、平均原価法で決定され、取引費用に含まれる。

サブ・ファンドに関する変更

対象期間中の各サブ・ファンドの購入および販売の総額を明記したリストは、管理会社の登記上の事務所に於いて、請求することにより無償で入手できる。

税制

ルクセンブルグの現行法および規制においては、各サブ・ファンドは、その純資産額に対して課せられる、年率0.05%の資本税の対象である。

他のルクセンブルグの投資信託に対して投資されたサブ・ファンドの純資産額に対しては、いかなる資本税も課せられない。現行法においては、ファンドも受益者も、ルクセンブルグにおける所得税、キャピタル・ゲイン税、または源泉徴収税もしくは遺産税の対象とならない。

モーゲージ関連証券 - To Be Announced securities (「T B A」)

T B Aのポジションは、モーゲージ・プール(ジニー・メイ、ファニー・メイまたはフレディ・マック)から将来、固定価格で有価証券が購入される、モーゲージ・バック証券市場における通常の取引慣行を参考としている。購入時に具体的な有価証券名は示されないが、当該有価証券の主な内容は特定されている。価格は購入時に設定されているが、名目元本は確定していない。

T B Aのポジションは債券とみなされ、2011年3月31日現在の投資有価証券明細表において、時価で開示されている。

かかる種類の有価証券の購入は決済されておらず、その結果、かかる取引決済時の未払額に相当する金額は、純資産計算書の「有価証券購入未払金」に含まれている。

分配金

当期中、当社は、以下の分配金の分配を行った。

基準日	落ち日	払込日	ファンド	通貨	1口当たり 分配金
2010年10月12日	2010年10月13日	2010年10月18日	シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年11月10日	2010年11月11日	2010年11月17日	シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2010年12月13日	2010年12月14日	2010年12月17日	シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2011年1月11日	2011年1月12日	2011年1月18日	シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2011年2月14日	2011年2月15日	2011年2月18日	シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035
2011年3月10日	2011年3月11日	2011年3月16日	シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・オープン クラスB 受益証券	米ドル	0.035

2011年3月31日現在運用成績一覧表*

	6か月間 (%)	1年間 (%)	設定来 (%)
シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ クラスB 受益証券	-0.66	4.12	6.83
シュロオーダー・グローバル・ボンド・オープン (設定日：2009年6月30日)			
ベンチマーク Barclays Capital Global Aggregate ex Japan	0.03	5.56	11.00

* 運用成績一覧表にあるすべてのデータは、純資産ベースであり、純収益が再投資されている。成長率が表示されない期間のデータは入手可能ではない。ファンドの設定日以降にクラス受益証券が設定された場合、総経費率の差異を勘案したファンド内の既存のクラス受益証券のパフォーマンスに基づく、過去のパフォーマンスのシミュレーションが使用される。ベンチマークの情報源：ブルームバーグまたはインデックス・ハウス・プロバイダー。過去の成績は、必ずしも将来の成績を示唆するものではなく、再現されないこともある。

(2) 投資有価証券明細表等

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュローダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表

2011年3月31日現在

口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)	口数 / 額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
オーストラリア		1,663,860	1.39	ドイツ		3,062,808	2.57
AUD 1,560,000	Australia Government 4.5% 15/04/2020	1,502,513	1.26	EUR 270,000	Daimler EMTN 4.125% 19/01/2017	389,466	0.33
GBP 100,000	Westpac Banking EMTN 5% 21/10/2019	161,347	0.13	EUR 405,000	Germany (Bund) 4.75% 04/07/2040	668,330	0.56
ベルギー		1,204,177	1.01	EUR 450,000	Landesbank Berlin EMTN 5.875% 25/11/2019	621,677	0.52
EUR 864,000	Belgium Government 3.5% 28/06/2017	1,204,177	1.01	EUR 850,000	Metro EMTN 7.625% 05/03/2015	1,383,335	1.16
カナダ		832,756	0.70	アイルランド		960,348	0.81
USD 250,000	Nexen 7.5% 30/07/2039	282,817	0.24	EUR 300,000	Cloverie for Zurich Insurance EMTN variable 24/07/2039	461,551	0.39
USD 450,000	Talisman Energy 7.75% 01/06/2019	549,939	0.46	EUR 350,000	GE Capital European Funding EMTN 4.25% 01/03/2017	498,797	0.42
デンマーク		1,279,795	1.07	イタリア		14,948,578	12.55
EUR 500,000	Carlsberg Breweries EMTN 6% 28/05/2014	763,027	0.64	EUR 50,000	Intesa Sanpaolo EMTN 6.625% 08/05/2018	70,237	0.06
EUR 300,000	DONG Energy 4.875% 16/12/2021	434,346	0.36	EUR 300,000	Intesa Sanpaolo variable perpetual	428,408	0.36
GBP 50,000	DONG Energy EMTN 5.75% 09/04/2040	82,422	0.07	USD 4,260,000	Italian Republic 2.125% 05/10/2012	4,312,935	3.62
フランス		15,874,305	13.33	USD 2,343,000	Italian Republic 4.5% 21/01/2015	2,477,430	2.08
EUR 400,000	Alstom 2.875% 05/10/2015	546,155	0.46	EUR 2,800,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4% 01/02/2017	3,970,582	3.33
EUR 150,000	Autoroutes du Sud de la France 4.125% 13/04/2020	208,268	0.17	EUR 1,760,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5% 01/08/2039	2,305,572	1.94
EUR 150,000	Banque PSA Finance EMTN 3.625% 29/04/2014	211,094	0.18	EUR 250,000	Lottomatica 5.375% 05/12/2016	354,649	0.30
EUR 200,000	BNP Paribas EMTN variable perpetual	304,729	0.25	EUR 750,000	Telecom Italia EMTN 5.25% 10/02/2022	1,028,765	0.86
EUR 450,000	Casino Guichard Perrachon 4.379% 08/02/2017	641,402	0.54	ジャージー		1,000,974	0.84
EUR 50,000	Cie de St-Gobain EMTN 4% 08/10/2018	69,224	0.06	GBP 290,000	HSBC Bank Capital Funding Sterling variable perpetual	392,441	0.33
EUR 250,000	Credit Agricole variable perpetual	368,472	0.31	EUR 325,000	UBS/Jersey Branch EMTN variable 16/09/2019	463,183	0.39
EUR 1,909,000	France Government Bond OAT 3.75% 25/10/2019	2,747,249	2.31	EUR 100,000	UBS/Jersey Branch EMTN variable perpetual	145,350	0.12
EUR 350,000	France Government Bond OAT 3.75% 25/04/2021	497,973	0.42	ルクセンブルグ		685,552	0.58
EUR 1,615,000	France Government Bond OAT 4.75% 25/10/2012	2,397,048	2.01	USD 250,000	ArcelorMittal 7% 15/10/2039	252,860	0.21
EUR 170,000	France Government Bond OAT 6% 25/10/2025	295,689	0.25	EUR 80,000	ArcelorMittal 9.375 % 03/06/2016	137,660	0.12
EUR 185,000	France Telecom EMTN 8.125% 28/01/2033	347,876	0.29	EUR 100,000	Hannover Finance Luxembourg variable 14/09/2040	132,438	0.11
EUR 892,000	French Treasury Note BTAN 0.75% 20/09/2012	1,249,012	1.05	EUR 100,000	Michelin Luxembourg EMTN 8.625% 24/04/2014	162,594	0.14
EUR 3,511,000	French Treasury Note BTAN 2% 12/07/2015	4,835,405	4.06				
EUR 250,000	PPR EMTN 3.75% 08/04/2015	355,039	0.30				
EUR 130,000	PPR EMTN 8.625% 03/04/2014	210,796	0.18				
EUR 200,000	RCI Banque EMTN 8.125% 15/05/2012	300,232	0.25				
EUR 200,000	Vivendi EMTN 4.875% 02/12/2019	288,642	0.24				

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュロダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表(続き)

2011年3月31日現在

口数/額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)	口数/額面	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
オランダ				イギリス(続き)			
EUR	300,000 Allianz Finance II variable 13/01/2025	6,409,992	5.38	GBP	100,000 Reed Elsevier Investments 7% 11/12/2017	181,325	0.15
EUR	150,000 ASML5.75% 13/06/2017	453,740	0.38	EUR	150,000 Royal Bank of Scotland EMTN 5.5% 23/03/2020	206,261	0.17
EUR	100,000 Deutsche Telekom International Finance EMTN 6% 20/01/2017	224,257	0.19	GBP	240,000 RSA Insurance variable perpetual	412,116	0.35
EUR	300,000 ELM for Swiss Reinsurance variable perpetual	157,720	0.13	GBP	150,000 Stagecoach 5.75% 16/12/2016	247,522	0.21
EUR	3,660,000 Netherlands Government 1.75% 15/01/2013	382,886	0.32	USD	700,000 Standard Chartered Bank variable perpetual	793,280	0.67
ノルウェー				GBP	120,000 Tate & Lyle International Finance 6.75% 25/11/2019	210,723	0.18
EUR	250,000 DnB NOR Boligkreditt EMTN 2.375% 31/08/2017	328,119	0.28	GBP	75,000 Vodafone EMTN 5.375% 05/12/2017	128,031	0.11
国際機関				アメリカ合衆国			
USD	1,880,000 Nordic Investment Bank 2.625% 06/10/2014	1,938,765	1.63	USD	600,000 Ahold Finance USA 6.875% 01/05/2029	6,903,840	5.80
スウェーデン				USD	250,000 Altria 9.7% 10/11/2018	659,278	0.55
EUR	150,000 Swedbank GMTN 3.125% 04/03/2013	546,324	0.46	USD	510,000 AmerisourceBergen 4.875% 15/11/2019	329,219	0.28
EUR	200,000 Volvo Treasury EMTN 9.875% 27/02/2014	213,738	0.18	USD	150,000 Appalachian Power 7.95% 15/01/2020	527,666	0.44
スイス				USD	290,000 AT&T 6.55% 15/02/2039	186,396	0.16
USD	550,000 Credit Suisse 5.4% 14/01/2020	810,341	0.68	EUR	200,000 Bank of America EMTN 4.75% 03/04/2017	305,456	0.26
USD	250,000 UBS/Stamford 2.25% 12/08/2013	557,753	0.47	USD	300,000 CBS 5.75% 15/04/2020	280,790	0.23
イギリス				USD	300,000 CBS 8.875% 15/05/2019	318,546	0.27
GBP	100,000 Abbey National Treasury Services/ London 4.125% 14/09/2017	5,166,702	4.34	USD	200,000 CVS Caremark 6.6% 15/03/2019	378,000	0.32
GBP	300,000 Aviva variable perpetual	152,898	0.13	EUR	200,000 Goldman Sachs 4.75% 12/10/2021	230,417	0.19
GBP	150,000 Barclays Bank variable perpetual	404,795	0.34	USD	500,000 Hartford Financial Services 5.5% 30/03/2020	254,175	0.21
GBP	100,000 BAT International Finance EMTN 6% 24/11/2034	196,401	0.16	USD	200,000 Hess 7.3% 15/08/2031	511,902	0.43
GBP	50,000 BMW UK Capital EMTN 5% 02/10/2017	165,850	0.14	USD	290,000 JPMorgan Chase & Co. 6.3% 23/04/2019	235,246	0.20
EUR	200,000 Experian Finance EMTN 4.75% 04/02/2020	85,059	0.07	GBP	100,000 Kraft Foods EMTN 7.25% 18/07/2018	322,477	0.27
EUR	100,000 Hammerson 4.875% 19/06/2015	287,018	0.24	USD	250,000 Newell Rubbermaid 4.7% 15/08/2020	186,033	0.16
USD	450,000 HSBC 6.8% 01/06/2038	85,059	0.07	USD	450,000 Nordstrom 6.75% 01/06/2014	247,766	0.21
GBP	80,000 Imperial Tobacco Finance EMTN 7.75% 24/06/2019	145,715	0.12	USD	250,000 Simon Property 4.375% 01/03/2021	512,101	0.43
GBP	50,000 Intercontinental Hotels EMTN 6% 09/12/2016	477,373	0.40	USD	650,000 Verizon Communications 8.75% 01/11/2018	246,628	0.21
GBP	150,000 Lloyds TSB Bank EMTN 7.625% 22/04/2025	151,159	0.13	USD	250,000 Xerox 4.25% 15/02/2015	834,930	0.70
GBP	100,000 Marks & Spencer EMTN 6.125% 02/12/2019	83,426	0.07	EUR	50,000 Zurich Finance USA EMTN variable 02/10/2023	263,109	0.22
EUR	250,000 Nationwide Building Society EMTN 6.75% 22/07/2020	240,795	0.20	公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計			
GBP	50,000 Next 5.875% 12/10/2016	165,177	0.14			63,617,236	53.42
		347,350	0.29				
		84,428	0.07				

注記は、財務書類と不可分のものである。

シュロオーダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ

シュロオーダー・グローバル・ボンド・オープン

投資明細表(続き)

2011年3月31日現在

口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)	口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
カナダ		3,840,378	3.23	アメリカ合衆国(続き)			
CAD 3,577,000	Canadian Government 3.75% 01/06/2019	3,840,378	3.23	USD 7,820,000	GNMA SF TBA 4 4/11 4% 15/04/2041	7,832,219	6.58
フランス		214,500	0.18	USD 250,000	Hospira 5.6% 15/09/2040	238,874	0.20
USD 200,000	Credit Agricole RegS variable perpetual	214,500	0.18	USD 460,000	Kraft Foods 5.375% 10/02/2020	487,419	0.41
マレーシア		283,244	0.24	USD 250,000	Morgan Stanley MTN 5.625% 23/09/2019	255,317	0.21
MYR 850,000	Malaysia Government 3.741% 27/02/2015	283,244	0.24	USD 250,000	NBCUniversal Media RegS 5.95% 01/04/2041	241,690	0.20
スウェーデン		943,856	0.79	USD 65,900	NCUA Guaranteed Notes 2010-R1 2A 1.84% 07/10/2020	66,167	0.06
SEK 5,960,000	Sweden Treasury Bill 0% 15/06/2011	943,856	0.79	USD 500,000	Nisource Finance 6.125% 01/03/2022	546,288	0.46
イギリス		4,590,213	3.85	USD 700,000	Staples 9.75% 15/01/2014	841,453	0.71
USD 250,000	Barclays Bank 5.14% 14/10/2020	238,422	0.20	USD 1,000,000	US Cash Management Bill 0% 15/04/2011	999,950	0.84
USD 285,000	HSBC Bank 144A 3.5% 28/06/2015	290,951	0.24	USD 3,370,000	US Treasury 0.625% 28/02/2013	3,362,628	2.82
USD 400,000	Lloyds TSB Bank RegS 6.5% 14/09/2020	394,211	0.33	USD 3,210,000	US Treasury 1.125% 15/12/2012	3,236,583	2.72
GBP 1,323,000	UK Treasury 3.75% 07/09/2020	2,141,955	1.80	USD 4,020,000	US Treasury 1.875% 15/07/2019	4,562,087	3.83
GBP 451,000	UK Treasury 4.25% 07/12/2046	721,403	0.61	USD 1,320,000	US Treasury 2.625% 29/02/2016	1,349,700	1.13
GBP 456,000	UK Treasury 4.75% 07/09/2015	803,271	0.67	USD 2,170,000	US Treasury 4.25% 15/05/2039	2,093,711	1.76
アメリカ合衆国		44,601,729	37.44	USD 4,693,000	US Treasury 4.875% 31/05/2011	4,730,397	3.97
USD 350,000	Anheuser-Busch InBev Worldwide 7.75% 15/01/2019	431,269	0.36	USD 6,000,000	US Treasury Bill 0% 18/08/2011	5,996,616	5.03
USD 250,000	Capital One Bank USA 8.8% 15/07/2019	315,249	0.26	他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融資産合計			54,473,920 45.73
USD 160,000	Comcast 6.4% 15/05/2038	164,243	0.14	口数 / 額面	他の規制ある市場で取引されていない他の譲渡性のある有価証券	時価 (米ドル)	対純資産比率 (%)
USD 250,000	Enterprise Products Operating 5.2% 01/09/2020	258,724	0.22	ルクセンブルグ		2,674,406	2.24
USD 2,840,001	GNMA I Pool N° 697853 5% 15/02/2039	3,015,726	2.53	USD 2,380,000	Societe Generale Acceptance 0% 09/07/2019	2,674,406	2.24
USD 594,132	GNMA I Pool N° 737799 4% 15/12/2040	595,060	0.50	他の規制ある市場で取引されていない他の譲渡性のある有価証券合計			2,674,406 2.24
USD 270,532	GNMA II Pool N° 4520 5% 20/08/2039	287,356	0.24	投資有価証券合計		120,765,562	101.39
USD 618,804	GNMA II pool N° 4578 5% 20/11/2039	657,285	0.55	その他の純負債		(1,651,966)	(1.39)
USD 10,019	GNMA II Pool N° 748768 6% 20/06/2035	11,031	0.01	純資産価額		119,113,596	100.00
USD 3,943	GNMA II Pool N° 748769 6% 20/10/2032	4,341	-				
USD 370,000	GNMA 2010-167 GB 4% 20/08/2039	353,829	0.30				
USD 1,590,000	GNMA 2011-1 B variable 16/06/2041	1,666,517	1.40				

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約15億4,039万円）で、平成23年4月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝121.77円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、以下のとおりである。

管理会社の目的は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）およびその他の投資信託（以下、UCITSと併せて「UCIs」という。）についての法令または行政規定に関する1985年12月20日付通達85/611/EC（改正済）に基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）第13章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。管理会社は、2011年7月1日以降、（2009/65/EC通達による適用法令の変更に伴い）投資信託に関する2010年12月17日法第15章に自動的に準拠する。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュロオーダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

管理会社は、平成23年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	64	61,048,480,939米ドル
		38	15,818,258,572ユーロ
		14	996,012,544英ポンド
		6	75,121,853,816円
		3	507,275,681スイス・フラン
		2	10,809,990,220香港ドル
	契約型投資信託	8	1,073,751,107米ドル
		6	477,267,741ユーロ
		1	195,477,275英ポンド

（３）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第 5 項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成23年 4 月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.77円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

貸借対照表

2010年12月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2010年12月31日		2009年12月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
有形資産	3	1,024,443	124,746	1,523,806	185,554
金融資産	4	649,318	79,067	-	-
流動資産					
債権	7	109,203,758	13,297,742	89,265,018	10,869,801
関係会社への債権	5	4,089,089	497,928	1,278,864	155,727
譲渡性のある有価証券	6	1,169,702	142,435	970,051	118,123
当座預金		127,350,679	15,507,492	101,192,751	12,322,241
前払金		539,090	65,645	543,916	66,233
資産合計		<u>244,026,079</u>	<u>29,715,056</u>	<u>194,774,406</u>	<u>23,717,679</u>
負債					
資本金および準備金					
払込資本金	8	12,650,000	1,540,391	12,650,000	1,540,391
準備金					
- 法定準備金	9,10	1,265,000	154,039	1,265,000	154,039
- その他の準備金	9,11,16	15,709,566	1,912,954	14,191,075	1,728,047
前期繰越利益	9,16	638,621	77,765	452,650	55,119
中間配当金	9,16	(40,000,000)	(4,870,800)	-	-
当会計年度利益	9,16	95,492,028	11,628,064	44,704,462	5,443,662
		<u>85,755,215</u>	<u>10,442,413</u>	<u>73,263,187</u>	<u>8,921,258</u>
債務					
関係会社への債務	5	29,436,860	3,584,526	24,156,434	2,941,529
税金および社会保障債務					
- 税金債務		62,325,635	54,410	48,200,563	5,869,383
- 社会保障債務		446,822	8,044,315	323,837	39,434
その他の債務	12	66,061,547	19,272,643	48,830,385	5,946,076
		<u>158,270,864</u>	<u>19,272,643</u>	<u>121,511,219</u>	<u>14,796,421</u>
負債合計		<u>244,026,079</u>	<u>29,715,056</u>	<u>194,774,406</u>	<u>23,717,679</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 損益の状況

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2010年12月31日終了年度

(ユーロで表示)

	注記	2010年		2009年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
手数料戻入		553,598,970	67,411,747	338,205,336	41,183,264
その他の外部費用	13	17,899,321	2,179,600	13,126,760	1,598,446
人件費					
- 賃金および給料	15	13,885,760	1,690,869	11,355,970	1,382,816
- 社会保障費		1,140,812	138,917	1,160,870	141,359
- その他の人件費		381,787	46,490	554,588	67,532
		<u>15,408,359</u>	<u>1,876,276</u>	<u>13,071,428</u>	<u>1,591,708</u>
有形固定資産にかかる評価額調整	3	751,447	91,504	851,254	103,657
金融資産にかかる評価額調整	4	49,312	6,005	-	-
金融費用		117,257	14,278	76,842	9,357
法人税	14	14,125,073	1,720,010	7,156,913	871,497
当会計年度利益		<u>95,492,028</u>	<u>11,628,064</u>	<u>44,704,462</u>	<u>5,443,662</u>
費用合計		<u>697,441,767</u>	<u>84,927,484</u>	<u>417,192,995</u>	<u>50,801,591</u>
収入					
手数料収入額		696,463,560	84,808,368	416,464,138	50,712,838
その他の営業収入		504,502	61,433	141,956	17,286
その他の未収利息および類似収入		454,696	55,368	357,325	43,511
- 関係会社より生じる未収利息および類似収入		35,565	4,331	43,009	5,237
- その他の未収利息および類似収入		419,131	51,038	314,316	38,274
流動資産として保有される譲渡性のある有価証券にかかる評価額調整	6	19,009	2,315	229,576	27,955
収入合計		<u>697,441,767</u>	<u>84,927,484</u>	<u>417,192,995</u>	<u>50,801,591</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

1. 概要

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社（Soci é t é Anonyme）として、1991年8月23日付のルクセンブルグの法律に基づき、株式会社として設立された。

当社の登録事務所はルクセンブルグに設立されている。

当社の会計年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了する。

当社は、2002年12月20日の法律第13章に準拠している。

当社は、以下として活動する。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド、シュローダー・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド、ストラテジック・ソリューションズ・ファンド、シュローダー・オルタナティブ・ソリューションズ・コモディティおよびグローバル・オルタナティブ・インベスター・アクセスの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての資格を有する、シュローダー・リアル・エステイト・ファンド・オブ・ファンズ、および特化型投資信託としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドである、シュローダー・インベストメント・ファンドの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての資格を有する、シュローダー・セレクション・ファンドの管理会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたアンブレラ型のミューチュアル・ファンドであり、契約型投資信託としての資格を有する、シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズの管理会社、所在地事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、シュローダー・マッチング・プラスのコーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、シュローダー・キャピタル・インベストメント・ファンドの管理事務代行会社、コーディネーター、所在地事務代行会社、総販売会社、登録・名義書換事務代行会社および主支払事務代行会社。
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されたオープン・エンド型の投資会社であり、また変動資本を有する会社型投資信託としての資格を有する、オプス・オルタナティブ・インベストメント・ファンズの所在地事務代行会社およびコーディネーター。

当社はまた、その他のシュローダー・グループ会社およびビジネス分野に対して、様々な管理事務、監督、レポートおよび会計業務を提供している。

当社の最終的な親会社は、英国、E C 2 V 7 Q A ロンドン、グresham・ストリート 31番に登記上の事務所を有するシュローダーズ・ピーエルシーである。当社の業績は、親会社の連結年次勘定に含まれている。シュローダーズ・ピーエルシーの連結財務書類の写しは、上記の住所において入手可能である。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基礎

当年次財務書類は、ルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い作成されている。会計方針お

よび評価規則は、法律により規定される他、取締役会により決定され適用される。

比較目的において、特定の2009年度の対応数値の開示は修正されている。

2010年12月10日付の法律第4条に従い、当社の取締役会は、2010年12月31日に終了した年度において、かかる法律によって生じた変更を、当年次財務書類の内容とレイアウトならびに関連会計原則および評価原則に組み込まないことを決定した。

2.2 重要な会計方針

当社の主要な会計方針は、以下のように要約される。

2.2.1 固定資産

固定資産は、取得に付随する費用とともに取得原価で計上される。減価償却費は、当該資産の想定耐用年数にわたって定額法を用いることにより、算定される。主な年率は以下の通りである。

- コンピュータ機器 25%
- 通信機器 20%
- 付帯設備 20%

2.2.2 外国通貨

外貨建流動資産および負債は、実勢為替相場の月間平均でユーロに換算されている。外貨取引は、取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。すべての為替差損益は、損益計算書に含まれる。固定資産は、取得原価で記帳される。

2.2.3 譲渡性のある有価証券の評価方法

譲渡性のある有価証券は、取得原価または時価のいずれか低額の方を用いる。低価法によって評価される。時価が購入価格を下回った場合には、評価額調整が計上される。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.4 債権

債権は、額面価格で評価され、その回復額が悪化した場合には評価額調整の対象となる。評価額調整を適用する理由がなくなった場合、これらの計上は継続されない。

2.2.5 前払金

これらの資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.2.6 評価額調整

評価額調整は、関連資産から直接控除される。

2.2.7 手数料収入

手数料収入は、当社の通常の活動の範囲内に収まるサービスに対する引当金により生じた金額から、付加価値税およびこれらの項目に関連するその他の税金を差し引いた金額により構成される。

3. 有形資産

2010年度の有形固定資産の変動は以下の通りであった。

	リース資産の改良 費、付帯設備 (ユーロ)	コンピュータおよ びその他のオフィ ス機器 (ユーロ)	合計 (ユーロ)
2010年1月1日現在の取得原価	3,467,482	2,772,718	6,240,200
追加	9,742	244,003	253,745
除却	(-)	(10,146)	(10,146)
2010年12月31日現在の取得原価	3,477,224	3,006,575	6,483,799
2010年1月1日現在の減価償却累計額	(2,498,638)	(2,217,756)	(4,716,394)
当期の減価償却費	(466,036)	(285,411)	(751,447)
減価償却資産の除却	-	8,485	8,485
2010年12月31日現在の減価償却累計額	(2,964,674)	(2,494,682)	(5,459,356)
2010年12月31日現在の簿価純額	512,550	511,893	1,024,443

4. 金融資産

かかる金額（649,318ユーロ）は、管理会社からS M B C グローバル・ボンド・シリーズの投資家に対して支払われた当初の偶発的繰延販売手数料（「C D S C」）の資金調達に関するものである。資金調達は、60か月超の期間にわたり償却される。

5. 関係会社への債権および債務

関係会社への債権および債務は、無担保、無利息および要求払いの債務である。

関係会社への債権は、主にシュローダー・グループの「スイープ（Sweep）」プログラムにおいて保有される現金およびその他のシュローダー・グループ会社に提供された業務に対する金額により表章される。

関係会社への債務は、主に当グループ内の振替価格設定指針に従いグループの会社全体に再分配される、ファンドが受領した管理報酬である。

6. 譲渡性のある有価証券

	(ユーロ)
簿価総額 - 期初	1,050,371
当期追加	536,130
当期処分	(355,488)
簿価総額 - 期末	1,231,013
減価償却費 - 期初	(80,320)
評価額調整	19,009
減価償却費 - 期末	(61,311)
簿価純額 - 期末	<u>1,169,702</u>

譲渡性のある有価証券は、主に当社がプロモーターであるファンドにおける投資有価証券口数により構成される。

7. 債権

債権は以下に詳述される。

	2010年 (ユーロ)
債権	
管理報酬	45,984,504
前払税金	45,400,000
名義書換事務代行報酬	10,247,395
販売報酬	4,742,004
その他の未収金純額 - 名義書換事務代行活動	746,195
貸付有価証券	176,241
その他	1,907,419
	<u>109,203,758</u>

8. 払込資本金

2010年12月31日現在、払込資本金は、16,199株の全額払込済無額面株式により表章される。

9．準備金および損益項目の当期変動

2010年4月20日に開催された年次株主総会における決定、および2010年8月16日付の取締役会における40,000,000ユーロの中間配当金分配の決定に従い、2010年の資本勘定の変動は以下の通り表章される。

資本金 および準備金 (ユーロ)	株主資本	法定準備金	その他の 準備金	前期繰越利益	中間配当金	当会計年度 利益	資本金 および準備金 (ユーロ)
2009年12月31日 残高	12,650,000	1,265,000	14,191,075	452,650	-	44,704,462	73,263,187
利益の割当	-	-	1,518,491	185,971	-	(1,704,462)	-
配当金および中 間配当金の分配	-	-	-	-	(40,000,000)	(43,000,000)	(83,000,000)
2010年度利益	-	-	-	-	-	95,492,028	95,492,028
2010年12月31日 残高	12,650,000	1,265,000	15,709,566	638,621	(40,000,000)	95,492,028	85,755,215

10．法定準備金

ルクセンブルグ会社法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が発行済株式資本金の10%に達した時に不要になる。従って、2010年度において、繰入れの要求はなかった。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

11．その他の準備金

2001年12月31日まで効力のあった税法に準拠して、当社は、法人所得税額に対して純資産税を貸方に計上した。

2002年1月1日より効力を有する新税法に準拠し、当社は、純資産税債務を減額した。かかる目的において、当社は、純資産税納税額の5倍に相当する額を、その他の準備金に割り当てなければならない。

割当がなされた年度の翌年より5年間、その他の準備金を分配することはできない。

12．その他の債務

「その他の債務」の項目において表示される、期限到来となっている未払金額は以下の通りである。

	2010年 (ユーロ)
販売会社への未払手数料	60,252,184
未払費用	5,809,363
	<hr/>
	66,061,547
	<hr/>

13. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下により構成される。

	2010年 (ユーロ)
情報技術費用	5,443,339
一般管理費	4,758,747
レンタル費用および建築費	1,842,989
法務および専門家報酬	1,804,733
ファンド助成金	1,245,423
通信費	812,749
マーケティング費用	525,559
保険料	485,542
その他の外部費用	980,240
	<hr/>
	17,899,321
	<hr/>

14. 税金

当社はルクセンブルグにおける一般税法の対象となっている。

15. 従業員

当年度中の平均雇用人数は、従業員が172,168人、取締役が4人であった。当社は、2010年度中、取締役に対して、いかなる前払金または貸付金も付与しなかった。2010年度中、当社は、その能力に応じて行動する取締役に対して、いかなる報酬も支払わなかった。

16. 配当可能準備金

	2010年 (ユーロ)
2010年12月31日現在前期繰越残高	638,621
当年度利益	95,492,028
中間配当金	(40,000,000)
その他の準備金からの戻入れ	1,001,925
	<hr/>
配当可能準備金合計	57,132,574
	<hr/>

取締役会は、97,000,000ユーロ（そのうち40,000,000ユーロは2010年度にすでに支払済）にのぼる2010年度の配当金の支払を予定しており、承認のため2011年4月19日の年次株主総会に提出されることになっている。承認された場合の配当可能準備金への影響は、以下の通りである。

	2010年 (ユーロ)
予定最終配当金	57,000,000
当期繰越利益	132,574
	<hr/>
	57,132,574
	<hr/>

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2010

(expressed in Euro)

	Note(s)	31.12.2010 EUR	31.12.2009 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
Tangible assets	3	1,024,443	1,523,806
Financial assets	4	649,318	-
Current assets			
Debtors	7	109,203,758	89,265,018
Amounts owed by affiliated undertakings	5	4,089,089	1,278,864
Transferable securities	6	1,169,702	970,051
Cash at banks		127,350,679	101,192,751
Prepayments		539,090	543,916
Total assets		<u>244,026,079</u>	<u>194,774,406</u>

The notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance Sheet as at December 31, 2010

(expressed in Euro)

	Note(s)	31.12.2010 EUR	31.12.2009 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	8	12,650,000	12,650,000
Reserves			
- Legal reserve	9, 10	1,265,000	1,265,000
- Other reserves	9, 11, 16	15,709,566	14,191,075
Profit brought forward	9, 16	638,621	452,650
Interim Dividend	9, 16	(40,000,000)	-
Profit for the financial year	9, 16	95,492,028	44,704,462
		<u>85,755,215</u>	<u>73,263,187</u>
Creditors			
Amounts owed to affiliated undertakings	5	29,436,860	24,156,434
Tax and Social Security debts			
- Tax debts		62,325,635	48,200,563
- Social Security debts		446,822	323,837
Other creditors	12	66,061,547	48,830,385
		<u>158,270,864</u>	<u>121,511,219</u>
Total liabilities		<u>244,026,079</u>	<u>194,774,406</u>

The notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and Loss Account for the Year ended December 31, 2010

(expressed in Euro)

	Note(s)	2010 EUR	2009 EUR
CHARGES			
Commissions retroceded		553,598,970	338,205,336
Other external charges	13	17,899,321	13,126,760
Staff costs			
- Wages and salaries	15	13,885,760	11,355,970
- Social security costs		1,140,812	1,160,870
- Other staff costs		381,787	554,588
		<u>15,408,359</u>	<u>13,071,428</u>
Value adjustment in respect of tangible fixed assets	3	751,447	851,254
Value adjustment in respect of financial assets	4	49,312	-
Financial charges		117,257	76,842
Income tax	14	14,125,073	7,156,913
Profit for the financial year		<u>95,492,028</u>	<u>44,704,462</u>
Total charges		<u>697,441,767</u>	<u>417,192,995</u>

The notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and Loss Account for the Year ended December 31, 2010

(expressed in Euro)

	Note(s)	2010 EUR	2009 EUR
INCOME			
Commissions income		696,463,560	416,464,138
Other operating income		504,502	141,956
Other interest receivable and similar income		454,696	357,325
- Derived from affiliated undertakings		35,565	43,009
- Other interests receivable and similar income		419,131	314,316
Value adjustment in respect of transferable securities held as current assets	6	19,009	229,576
		<hr/>	<hr/>
Total income		697,441,767	417,192,995
		<hr/>	<hr/>

The notes form an integral part of these annual accounts.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

Note 1 - General information

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of Luxembourg on August 23, 1991 as a “Soci  t   Anonyme” for an unlimited period.

The registered office of the Company is established in Luxembourg.

The Company financial year starts on January 1 and ends on December 31 of each year.

The Company is governed by chapter 13 of the law of December 20, 2002.

The Company acts as:

- The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder International Selection Fund, Schroder Special Situations Fund, the Strategic Solutions Fund, Schroder Alternative Solutions Commodity and Global Alternative Investor Access, each of which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a soci  t   d'investissement    capital variable; and
- The management company, domiciliary agent and principal paying agent for Schroder Real Estate Fund of Funds, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement and Schroder Investment Fund, which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a specialised investment fund; and
- The management company and the co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Selection Fund which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement; and
- The management company, the domiciliary agent and principal paying agent for Schroder SMBC Global Bond Series which is a mutual investment umbrella fund organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a fonds commun de placement; and
- The co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Matching Plus which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a soci  t   d'investissement    capital variable; and

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

Note 1 - General information (cont.)

- The administration agent, co-ordinator, domiciliary agent, global distributor, registrar, transfer agent and principal paying agent for Schroder Capital Investments Fund which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable; and
- The domiciliary agent and co-ordinator for the fund Opus Alternative Investment Funds, which is an open-ended investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and qualifies as a société d'investissement à capital variable.

The Company also provides various administration, supervision, reporting and accounting services to other Schroder Group companies and business areas.

The Company's ultimate parent company is Schroders plc, whose registered office is at 31 Gresham Street, London, England, EC2V 7QA. The results of the Company are included in the consolidated annual accounts of the parent company. Copies of the consolidated financial statements of Schroders plc can be obtained at that address.

Note 2 - Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law, determined and applied by the board of Directors.

For comparability reasons, the disclosure of certain 2009 corresponding figures has been modified.

In accordance with article 4 of the law dated December 10, 2010, the Board of Directors of the Company has resolved for the year ended December 31, 2010 not to implement the changes brought by this law to the content and the layout of the annual accounts, as well as to the related accounting principles and valuation policies.

2.2 Significant accounting policies

The principal accounting policies of the Company are summarised below:

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

2.2 Significant accounting policies (cont.)

2.2.1 Fixed assets

The cost of fixed assets is their purchase cost, together with any incidental expenses of acquisition. Depreciation is calculated so as to write off the cost of fixed assets on a straight-line basis over the expected useful economic lives of the assets concerned. The principal annual rates are:

- computer equipment 25%
- communication equipment 20%
- fixtures and fittings 20%

2.2.2 Foreign currency

Current assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into Euro at a monthly average exchange rate. Foreign currency transactions are translated into Euro at the exchange rate prevailing on the transaction date. All exchange differences are taken into the profit and loss account. Fixed assets are booked at historical cost.

2.2.3 Valuation of transferable securities

Transferable securities are valued at the lower of cost or market value. A value adjustment is recorded where the market is lower than the purchase cost. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.4 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustment where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.2.5 Prepayments

These assets include expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.2.6 Value adjustments

Value adjustments are directly deducted from the related assets.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

2.2 Significant accounting policies (cont.)

2.2.7 Commissions income

The commissions income comprises the amounts derived from the provisions of services falling within the Company's ordinary activities, after deductions of value added tax and other taxes directly linked to this income.

Note 3 - Tangible assets

The 2010 movements in tangible fixed assets were as follows:

	Leasehold improvements, furniture and fixtures EUR	Computers and other office equipment EUR	Total EUR
Cost as at January 1, 2010	3,467,482	2,772,718	6,240,200
Additions	9,742	244,003	253,745
Disposals	(-)	(10,146)	(10,146)
Cost as at December 31, 2010	3,477,224	3,006,575	6,483,799
Accumulated depreciation as at January 1, 2010	(2,498,638)	(2,217,756)	(4,716,394)
Depreciation for the year	(466,036)	(285,411)	(751,447)
Depreciation disposals	-	8,485	8,485
Accumulated depreciation as at December 31, 2010	(2,964,674)	(2,494,682)	(5,459,356)
Net book value as at December 31, 2010	512,550	511,893	1,024,443

Note 4 – Financial assets

The amount (EUR 649,318) relates to the financing of initial contingent deferred sales charges ("CDSC") paid by the management company to investors in SMBC Global Bond Series. Financing is amortised over sixty months.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

Note 5 - Amounts owed by and to affiliated companies

Amounts due by and to affiliated companies are unsecured, interest free and repayable upon demand.

The amounts owed by affiliated undertakings are mainly represented by cash amounts held in the Schroder Group “Sweep” programme as well as amounts due from services rendered to other Schroders Group companies.

The amounts owed to affiliated companies are mainly management fees received from funds which are to be redistributed across entities of the Group in accordance with the Group Transfer Pricing policies.

Note 6 - Transferable securities

	EUR
Gross Book Value-Opening balance	1,050,371
Additions for the year	536,130
Disposals for the year	(355,488)
Gross Book Value- Closing Balance	1,231,013
Depreciation - Opening Balance	(80,320)
Value adjustment	19,009
Depreciation - Closing Balance	(61,311)
Net book Value - Closing Balance	<u>1,169,702</u>

The transferable securities comprise mainly shares of investment funds of which the Company is the promoter.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

Note 7 - Debtors

Debtors are detailed as follows:

	2010 EUR
Debtors	
Management fees	45,984,504
Tax advances	45,400,000
Transfer agency fees	10,247,395
Distribution fees	4,742,004
Net other receivables - Transfer Agency activity	746,195
Securities Lending	176,241
Other	1,907,419
	<hr/>
	109,203,758
	<hr/>

Note 8 - Subscribed capital

As at December 31, 2010, the subscribed capital is represented by 16,199 shares fully paid without nominal value.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

Note 9 – Movement of the year on the reserves and profit and loss items

In accordance with the decision taken at the AGM held on April 20, 2010 and with the Board of Directors decision to distribute €40.0 million of interim dividend on August 16, 2010, the 2010 movements on the equity accounts were as follows:

Capital and reserves EUR	Share Capital	Legal Reserve	Other reserves	Profit brought forward	Interim dividend	Profit for the year	Capital and reserves EUR
Balance on December 31, 2009	12,650,000	1,265,000	14,191,075	452,650	-	44,704,462	73,263,187
Result allocation	-	-	1,518,491	185,971	-	(1,704,462)	-
Distribution of dividend and interim dividend	-	-	-	-	(40,000,000)	(43,000,000)	(83,000,000)
Profit for the year 2010	-	-	-	-	-	95,492,028	95,492,028
Balance on December 31, 2010	12,650,000	1,265,000	15,709,566	638,621	(40,000,000)	95,492,028	85,755,215

Note 10 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its profit for each financial period to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the issued share capital and therefore no transfer was required for 2010. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

Note 11 - Other reserves

In accordance with the tax rules and regulations in force until December 31, 2001, the Company credited the net wealth tax against the amount of the corporate income tax.

As from January 1, 2002, the Company reduced the net wealth tax liability in accordance with the new tax rules and regulations in force. For this purpose, the Company has to allocate to other reserves an amount equal to five times the amount of the net wealth tax due.

The other reserves cannot be distributed for a period of five years from the year following the one during which the allocation was made.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

Note 12 - Other creditors

Amounts due and payable for the accounts shown under “Other Creditors” are as follows:

	2010 EUR
Commissions payable to distributors	60,252,184
Accrued charges	5,809,363
	<u>66,061,547</u>

Note 13 - Other external charges

Other external charges consist of the following:

	2010 EUR
Information technology costs	5,443,339
General administration	4,758,747
Rental and building costs	1,842,989
Legal and professional fees	1,804,733
Funds subsidy	1,245,423
Communication costs	812,749
Marketing costs	525,559
Insurance	485,542
Other external costs	980,240
	<u>17,899,321</u>

Note 14 - Tax status

The Company is subject to the general tax rules and regulations in Luxembourg.

Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2010

(continued)

Note 15 - Employees

The average number of persons employed during the year was 172,168 employees and 4 directors. The Company did not grant any advances or loans to the Directors in 2010. The Company has not paid any emoluments in 2010 to the Directors acting in that capacity.

Note 16 - Distributable reserves

	2010 EUR
Balance brought forward as at December 31, 2010	638,621
Profit for the year	95,492,028
Interim dividend	(40,000,000)
Release from other reserves	1,001,925
Total distributable reserves	<u>57,132,574</u>

The Board of Directors are proposing the payment of a dividend for the 2010 year of € 97.0 million (on which €40.0 million has already been paid during 2010) which will be submitted to the AGM for approval on April 19, 2011. If approved, the impact on distributable reserves will be as follows:

	2010 EUR
Proposed final dividend	57,000,000
Profit to be carried forward	<u>132,574</u>
	<u>57,132,574</u>

[次へ](#)

（２）その他の訂正

（下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。）

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（３）ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、2002年法第13章に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供している。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L - 1736、ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

管理会社の目的は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）およびその他の投資信託についての法令または行政規定に関する欧州共同体の1985年12月20日付通達85/611/EEC（改正済）（以下「85/611/欧州共同体通達」という。）に基づき、UCITSの設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、2002年法第13章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

（ ）資本金の額

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約14億1,187万円）で、平成23年1月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝111.61円）による。

（後略）

< 訂正後 >

（ ）設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグにおける1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年8月23日に株式会社として設立された。管理会社は、2002年法第13章（2011年7月1日以降、2010年法第15章）に基づき、管理会社として認可されており、管理会社として投資信託に対して運用業務を提供している。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L - 1736、ハーヘンホフ通り5番にある。管理会社は、ルクセンブルグの商業・法人登記簿にR.C.S. B37799として登録されている。

1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

（ ）事業の目的

管理会社の目的は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）およびその他の投資信託（以下、UCITSと併せて「UCIs」という。）についての法令または行

政規定に関する欧州共同体の1985年12月20日付通達85 / 611 / E C（改正済）（以下「85 / 611 / 欧州共同体通達」という。）（2011年7月1日以降、欧州議会および理事会の2009年7月13日付2009 / 65 / E C通達）に基づき、UCITSの設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、2002年法第13章（2011年7月1日以降、2010年法第15章）に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

（ ） 資本金の額

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約15億4,039万円）で、平成23年4月末日現在全額払込済である。なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.77円）による。

（後略）

5 運用状況

（3）運用実績

純資産の推移

< 訂正前 >

（前略）

< 参考情報 >

1口当たり純資産価格および純資産総額の推移



（注）分配金込み1口当たり純資産価格は課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

< 訂正後 >

（前略）

< 参考情報 >

1口当たり純資産価格および純資産総額の推移

（平成21年6月30日(設定日)～平成23年4月末日）



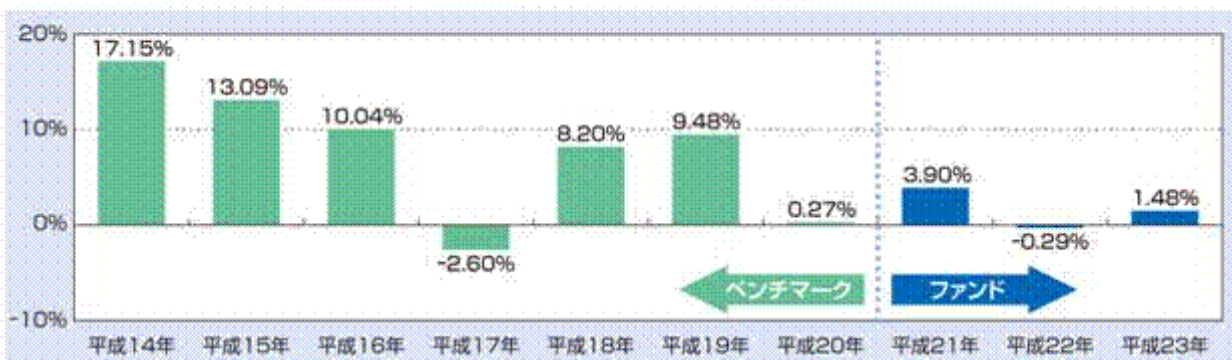
(注) 分配金込み1口当たり純資産価格は課税前分配金を再投資した場合の1口当たり純資産価格である。

収益率の推移

< 訂正前 >

（前略）

< 参考情報 >

収益率の推移(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配前の額)

平成21年は設定日(平成21年6月30日)から12月末日までの収益率である。平成23年は1月末日までの収益率である。

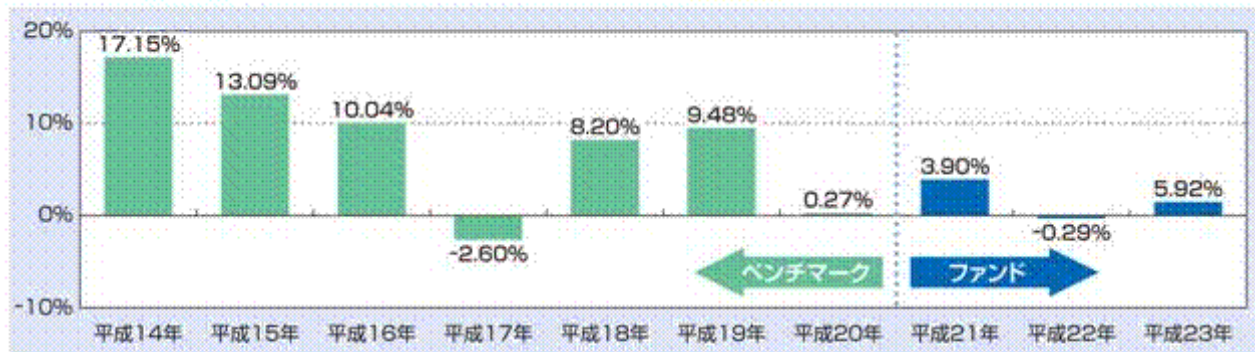
(注2) 平成20年以前はベンチマークの収益率である。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではない。

< 訂正後 >

（前略）

< 参考情報 >

収益率の推移

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(課税前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配前の額)

平成21年は設定日(平成21年6月30日)から12月末日までの収益率である。平成23年は4月末日までの収益率である。

(注2) 平成20年以前はベンチマークの収益率である。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約14億1,187万円）で、平成23年1月末日現在全額払込済である。
なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。
最近5年間における資本金の額の増減はない。

<訂正後>

管理会社の資本金は1,265万ユーロ（約15億4,039万円）で、平成23年4月末日現在全額払込済である。
なお、記名式無額面株式16,199株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
（1ユーロ=121.77円）による。

最近5年間における資本金の額の増減はない。

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

管理会社の目的は、以下のとおりである。

管理会社の目的は、UCITSおよびその他の投資信託についての法令または行政規定に関する85 / 611 / 欧州共同体通達に基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、投資信託に関する2002年法第13章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

管理会社は、平成23年1月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	66	57,722,944,498米ドル
		35	15,240,893,412ユーロ
		16	1,054,935,066英ポンド
		7	77,933,026,920円
		3	508,707,038スイス・フラン
		2	8,756,865,442香港ドル
	契約型投資信託	9	986,992,117米ドル
		6	483,418,555ユーロ
		1	172,049,066英ポンド

<訂正後>

管理会社の目的は、以下のとおりである。

管理会社の目的は、UCITSおよびその他の投資信託についての法令または行政規定に関する85/611/欧州共同体通達に基づき、譲渡性のある有価証券を投資対象とする投資信託の設定、販売促進、管理および運用を行うことである。

管理会社は、顧客毎の投資一任による運用を行わない。

管理会社は、投資信託に関する2002年法第13章に規定された制限の範囲内で、その事業目的の達成に直接および間接的に連動する、またその目的達成のために有用かつ必要とみなされるすべての行為を行うことができる。管理会社は、2011年7月1日以降、（2009/65/EC通達による適用法令の変更に伴い）投資信託に関する2010年12月17日法第15章に自動的に準拠する。

管理会社は、投資運用業務を投資運用会社であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務をJ.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

管理会社は、平成23年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	変動資本を有する会社型投資信託	64	61,048,480,939米ドル
		38	15,818,258,572ユーロ
		14	996,012,544英ポンド
		6	75,121,853,816円
		3	507,275,681スイス・フラン
		2	10,809,990,220香港ドル
	契約型投資信託	8	1,073,751,107米ドル
		6	477,267,741ユーロ
		1	195,477,275英ポンド

5 その他

< 訂正前 >

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、ルクセンブルグの投資信託に関する2002年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日前1年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

< 訂正後 >

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、1915年法に規定される定足数および投票要件に則った株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社が6か月以上業務を停止した場合、C S S Fは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年法に基づき管理会社に対して付与した承認を撤回することができる。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日前1年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、管理会社の定款の修正に関する必要要件を満たす株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

[次へ](#)

第3 投資信託制度の概要

(全面変更のため、下線を省略しています。)

<訂正前>

ルクセンブルグ議会において、投資信託に関する2010年12月17日法(「新法」)が採択された。新法は段階的に投資信託に関する2002年12月20日法(「2002年法」)を置き換える。新法は主として譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する2009年7月13日付EU通達2009/65/CE(いわゆるパートUCITS)を施行することにあるが、現在のUCITSおよび投資信託(UCIs)(非UCITS)に関する現行ルクセンブルグ法令の改正も含まれる。

新法の構成は2002年法を踏襲しており、同法と同様の方法で、UCITSを規定するパートUCITS、他のUCIsを規定するパートUCITSは、2009年7月13日付EU通達2009/65/CEに従っている。

新法第25章および第26章は、新法の異なる内容の規定の効力発生について、以下の帰結をもたらす経過規定および修正規定により構成されている。

- 既存のUCITSは、2011年1月1日以降、2002年法または新法に従うかの選択権がある。既存のUCITSは、自動的に2011年7月1日に新法の適用対象となる。(ただし、2011年7月1日前に新法の適用対象となることを選択しなかった場合、2012年7月1日までは簡易目論見書についての例外措置の効力を害するものではない。)
- 2011年1月1日から2011年7月1日までに新たに設立されたUCITSは、新法または2002年法に従うかの選択権がある。2002年法に従ったUCITSは自動的に2011年7月1日に新法の対象となる。(ただし、2002年法に従った場合、2012年7月1日までは簡易目論見書についての例外措置の効力を害するものではない。)
- 既存のUCIsは、法律の効力により、2011年1月1日以降新法の適用対象となる。(ただし、2012年7月1日までは一定の機能の授権に関する例外的措置の効力を害するものではない。)
- 既存および新たに設立されたUCITSの管理会社は、UCITSと同様の経過規定が適用される。
- 既存および新たに設立された非UCITSの管理会社は、法律の効力により、2011年1月1日以降新法の適用対象となる。(ただし、2012年7月1日までは一定の機能の授権に関する例外的措置の効力を害するものではない。)
- 新法により導入された財務に関する規定は2011年1月1日に効力が発生する。
- パート非UCITSに関連する他の大部分の変更も2011年1月1日に効力が発生する。

定義

本項において、以下の各用語は以下の通り定義される。

2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE C が継承）
E U	欧州連合（特に、E C により構成）
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国である国
パート ファンド	2002年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達85 / 611 / E E C（改正済）をルクセンブルグ法に導入） - かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2002年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する会社型投資信託
S I C A V	変動資本を有する会社型投資信託
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

・ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年にはじめて設定され、2009年12月末日現在でファンド数は1,907、その純資産総額は6,018億ユーロ（67兆1,669億円）に達している。

会社型の投資信託は1959年から1960年にかけてはじめて設立され、このタイプの代表的な投資信託として、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト

（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する会社型投資信託は1967年から1968年にかけてはじめて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2009年12月末日現在で会社型投資信託の数は1,556、その純資産総額は、1兆2,392億ユーロ（138兆3,071億円）に達している。

ルクセンブルグの監督当局（以下「金融監督委員会」という。）が発表した統計によるとルクセンブルグにおける投資信託の純資産総額の推移は次のようになっている。

	契約型投資信託		会社型投資信託		合計	
	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円	2000年までは億ルクセンブルグ・フランで2001年以降は億ユーロ	億円
1981年末	1,126	3,018	557	1,493	1,684	4,513
1982	1,249	3,347	644	1,726	1,893	5,073
1983	1,769	4,741	1,264	3,388	3,033	8,128
1984	2,467	6,612	1,511	4,049	3,978	10,661
1985	3,592	9,627	2,720	7,290	6,312	16,916
1986	5,375	14,405	4,686	12,558	10,062	26,966
1987	5,309	14,228	6,036	16,176	11,345	30,405
1988	10,484	28,097	10,898	29,207	21,382	57,304
1989	13,865	37,158	15,778	42,285	29,644	79,446
1990	13,917	37,298	14,248	38,185	28,165	75,482
1991	22,202	59,501	19,368	51,906	41,570	111,408
1992	42,486	113,862	25,060	67,161	67,546	181,023
1993	61,061	163,643	38,610	103,475	99,671	267,118
1994	62,182	166,648	37,659	100,926	99,841	267,574
1995	66,428	178,027	37,991	101,816	104,419	279,843
1996	75,607	202,627	47,549	127,431	123,156	330,058
1997	90,752	243,215	67,286	180,326	158,038	423,542
1998	109,263	292,825	87,129	233,506	196,392	526,331
1999	155,628	417,083	140,676	377,012	296,304	794,095
2000	186,689	500,327	166,118	445,196	352,807	945,523
2001	4,821	538,072	4,463	498,115	9,284	1,036,187
2002	4,358	486,396	4,087	456,150	8,445	942,546
2003	4,662	520,326	4,871	543,652	9,533	1,063,978
2004	5,040	562,514	6,023	672,227	11,062	1,234,630
2005	6,243	696,781	9,009	1,005,494	15,252	1,702,276
2006	6,813	760,399	11,635	1,298,582	18,449	2,059,093
2007	7,487	835,624	13,107	1,462,872	20,594	2,298,496
2008	5,672	633,052	9,925	1,107,729	15,597	1,740,781
2009	6,018	671,669	12,392	1,383,071	18,410	2,054,740

(注) 2001年1月1日まで、すなわちユーロ導入以前の期間の数値についてのルクセンブルグ・フランの円貨換算は、2002年1月1日から2002年6月30日までの間において適用される日本銀行の裁定外国為替相場（1ルクセンブルグ・フラン＝2.68円）により、ユーロの円貨換算は、平成23年1月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝111.61円）による。

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引および証券発行を規制する、1965年6月19日付勅令およびその後は投資信託の監督に関する1972年12月22日勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（IML）に付託され（金融庁は同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。）、IMLは

1998年4月22日法に従いルクセンブルグ中央銀行（「中央銀行」）となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会（“C S S F”）によって行使されている。金融監督委員会は、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督ならびに証券取引所理事長に付託されていた、証券取引所および証券の公募およびルクセンブルグ証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を付託されている。

・ルクセンブルグの投資信託の形態

1．前書き

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されていた。

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済み）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611 E E C（以下「U C I T S 通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済み）（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達を改正する通達2001/107/E Cおよび通達2001/108/E Cを実施した。この法律は、2002年12月31日に「メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」（以下「メモリアル」という。）に公告され、2003年1月1日から施行された。

2007年2月13日以降、2002年法が、これまでの1988年3月30日法に準拠していた投資信託の唯一の準拠法となる。

機関投資家向け投資信託に関する1991年法は専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済み）に改訂されている。これらの投資信託は、かかるヴィークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供されなければならない。専門投資信託（以下「S I F s」という。）は、リスク拡散の原則に従う集団的投資スキームであり、したがってU C I s に区分されている。S I F s は企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけ金融監督委員会に認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

2．投資信託に関する2002年12月20日法

2.1．一般規定とその範囲

2.1.1．2002年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S

パート その他の投資信託

パート 外国の投資信託

パート 管理会社の認可

パート U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2002年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（U C I T S）とパート が適用される「その他の投資信託」（U C I s）を区分して取り扱っている。

2.1.2．欧州連合（以下「E U」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パート U C I T S」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、E Uの他の加盟国において、適用あるE U通達が当該国において立法化されている限度において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3．2002年法第2条第2項は、同法第3条を前提条件として、パート ファンドとみなされる投資信託を、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的と

する投資信託。

- 投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

2.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその投資信託証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づきEUの加盟国でない国の公衆に対してのみの投資信託証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章によりパート UCITSに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であると金融監督委員会が判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d)の種類は金融監督委員会の2003年1月22日付金融監督委員会通達03/88によって以下のとおり規定されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある有価証券以外の有価証券またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の有価証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する信託（「レバレッジ・ファンド」）
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入れの方針に関して、2002年法のパート の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2002年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託 ("fonds commun de placement" (FCP), common fund)
- 2) 会社型投資信託 (investment companies)
 - 変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）
 - 固定資本を有する会社型投資信託（「SICAF」）

上記の投資信託は、投資信託に関する2002年法、商事会社に関する1915年8月10日法（改正済み）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設立・設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の複合投資からなる2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。FCPは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条）および2002年法に従っている。

投資者は、FCPに投資することにより投資者自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款（以下参照）に基づく。投資者は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、約款に詳細に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2002年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第5条、第9条、第11条、第13条、第14条、第23条および第116条は、特定の特性を設定し、または、ルクセンブルグ大公規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも一か月に二度は計算されること。その他のF C Pの場合は、少なくとも一か月に一度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称。
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準。
 - (c) 分配方針。
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにその報酬の計算方法。
 - (e) 公告に関する規定。
 - (f) F C Pの会計期間。
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由。
 - (h) 約款変更手続。
 - (i) 受益証券発行手続。
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件。

（注）緊急を要する場合、即ち、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、金融監督委員会はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

A) F C Pに適用される投資制限に関しては、2002年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I Sに適用される制限とを明確に区別している。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達85 / 611 / E E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および第2号に規定するその他の投資信託の受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かに拘わらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかる投資信託は、金融監督委員会がE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判

断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。

- かかるその他の投資信託の受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/EECの要件と同等であること。
 - かかる投資信託の業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、年次報告書および半期報告書により報告されていること。
 - 取得が予定されているUCITSまたはその他の投資信託は、その設立文書に従い、その他のUCITSまたは投資信託に合計して資産の10%超を投資しないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等と金融監督委員会が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手は、慎重な監督に服し、金融監督委員会が承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、日次ベースで、信頼できる認証されうる価格を有し、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、金融監督委員会は、2007年8月2日付金融監督委員会通達07/308を發布し、同通達は財務上のリスク、すなわち全体的エクスポージャー、取引の相手方のリスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を列挙している。更に、通達では、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別しデリバティブ商品の各々の利用の違いを規定している。通達は、これに関連し、金融監督委員会に提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、当該商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2002年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方政府、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、またはEU加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EC法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEC法が規定するのと同程度厳格と金融監督委員会が判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - 4) 金融監督委員会が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)に規定するものと同程度の投資者保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのヴィーク

ルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている U C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T S は、その投資目的以外にも流動資産を保有することができる。
- (9) (a) U C I T S は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S は、O T C デリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを使用しなければならない。U C I T S は、金融監督委員会が規定する詳細なルールに従い定期的に、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法を金融監督委員会に報告しなければならない。
- (b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を金融監督委員会が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いるものとする。
- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーは、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、取引の相手方のリスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T S は、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内でその投資方針の一部として、金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資制限を超過してはならない。U C I T S が指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の相手方に対する O T C デリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。
- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する発行体について、U C I T S が保有する譲渡性を有する証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との O T C デリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限に拘わらず、U C I T S は、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金およびその O T C デリバティブ取引へのエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第一文に記載される制限は、E U 加盟国、その地方自治体、非加盟国、E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とする。
- (d) 上記(a)の第一文に記載される制限は、その登録事務所が E U 加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別の監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体破産の場合、優先的にその元本および経過利息への支払いに充てられる債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されるものでなければならない。

U C I T S がその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資す

る場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反しないよう、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）金融監督委員会の承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチ・マークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での異常な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体へのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、金融監督委員会は、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国または一以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することを許可することができる。

金融監督委員会は、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与することができる。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。

(c) 更に、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に注意を促し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSまたはその他の投資信託に投資することができるが、一つのUCITSまたは投資信託にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有する投資信託の一つのコンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、第三者に対するコンパートメントの債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外の投資信託の受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSが他のUCITSおよび投資信託の受益証券を取得した場合、それぞれのUCITSおよび投資信託の資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSまたは投資信託の受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社または他の会社は、他のUCITSまたは投資信託の受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび投資信託にその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書に、当該UCITS自身および投資を予定するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。その年次報告書において、当該UCITS自身および投資するUCITSおよび投資信託の両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品への取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、この運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面における金融デリバティブ商品の使用による起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、資産構成または使用する資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進資料は、その性格に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および主たるカテゴリーの商品のリスクおよび利回りについての直近の評価に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) 更に、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債券の10%
 - () 同一UCITSまたはその他の投資信託受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済み当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) EU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券へ唯一の投資方法である場合に限る。しかし、この例外は、その投資方針中に、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本株式で一つまたは複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、販売等の業務、または

受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

- (16) (a) UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
 リスク分散の原則の遵守確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益証券保有者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家およびそのコンパートメントの設立、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社または保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその営業に直接必要である不動産を取得するためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は貸付けをし、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済みのものの取得を妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために活動する管理会社または保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の定義に関する2008年2月8日付大公規則（「1996年12月24日付大公規則」）（「大公規則」）は、定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月18日付EU通達2007/16/CE（「2007/16通達」）をルクセンブルグにおいて実施した。

CSSFは2008年2月19日、大公規則を参照して大公規則の条文を明確化する金融監督委員会通達08/339（「通達」）を示達した。

通達は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かの評価に当たって、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。当該通達は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により修正された。

CSSFは2008年6月4日、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技術と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、UCITSのカウンター・パーティ・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の順守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2002年法第67条第1項に従い、金融監

督委員会の提案に基づき発せられる大公規則によって決定され得る。

（注）かかる大公規則は未だ出されていない。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドのみを管理するすべての管理会社には、2002年法第14章が適用される。

パート ファンドを管理する管理会社には、2002年法第13章が適用される（以下参照）。

2.2.1.2.1. 2002年法第14章

同法第91条および第92条は、第14章に基づき管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務は金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

管理会社は、投資信託の管理以外の活動を行ってはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する投資信託でなければならない。

本店（中央管理機構）および登記上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(2) 金融監督委員会は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有しなければならない。この最低金額は、ルクセンブルグ大公規則により625,000ユーロまで引き上げることができる（現在はかかる規則は存在しない。）。

b) 第93条第3項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

c) 管理会社の株主またはメンバーの識別情報が金融監督委員会に提供されなければならない。

d) 申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

(3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(4) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

(5) 金融監督委員会は、以下の場合、第14章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上第14章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(6) 管理会社は、自らのために、管理する投資信託の資産を使用してはならない。

(7) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

2.2.1.2.2. 2002年法第13章

同法第77条ないし第90条は、第13章に基づく管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 第13章の意味における管理会社の業務は、金融監督委員会の事前の認可に服す。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。株式は記名式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていない投資信託の管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下で他の

EC加盟国に販売できない。

FCPおよび会社型投資信託の管理のための活動は、2002年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下のサービスを提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資資産の管理(年金基金が保有するものも含む)
- (b) 付随的業務として、投資顧問業および投資信託の受益証券に関する保管および事務業務
管理会社は、本章に基づき本項に記載されたサービスのみ提供または(a)のサービスを認可されることなく付随的サービスのみ提供を認可されることはない。
- (4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)のサービス提供に適用される。
- (5) 金融監督委員会は、管理会社を以下の条件の下に認可する。
- (a) 管理会社の当初資本金は、少なくとも125,000ユーロなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、ポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、0.02%である。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用機能を委託したFCPのポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - () 管理会社が指定管理会社とされた会社型投信
 - () その他の管理会社が運用機能を委託した投資信託のポートフォリオは含まれるが、委託を受けて運用するものは除かれる。
 - これらの義務とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別添 に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から保証を受ける場合は、当該金額分自己資本の追加分の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または追加機関は、EU加盟国または金融監督委員会がEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する場合は、当該非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (d) 中央管理機構と登録上の事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) 更に、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- 金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令または行政規定により、その監督機能を実行することが困難な場合は、認可を付与しない。
- 金融監督委員会は、管理会社に対して、本項に記載する条件を監視するに必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。
- (9) 金融監督委員会は、以下の場合、第13章に従い、管理会社に付与した認可を取り消すことがある。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載する一任ポートフォリオ運用を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果である金融業界に関する1993年4月5日法に適合しない場合。
 - (e) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (10) 金融監督委員会は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー(直接・間接、自然人・法人を問わず)の識別情報が提供されるまで管理会社の業務を行うことを認可しない。管理会社への一定の関与資格は、上記1993年4月5日法の規定と同様の規定に服する。
- 金融監督委員会は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する外部監査人に委ねることが条件とされる。外部監査人の変更は事前に金融監督委員会の承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な理由がある場合、金融監督委員会は、かかる会社に一定期間に事態を是正するか、活動を停止することを許すことができる。
- (13) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またパート・ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること(特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの)。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、UCITSの各取引を構成し、かつ管理会社が管理するFCPまたは会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反によるUCITSまたは顧客の利益を最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用サービスの認可を受けている各管理会社は、
- () 事前の包括的許可がない場合、投資家のポートフォリオを自身が管理するFCPまたは会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - () (3)のサービスに関し、金融業界に関する1993年4月5日法(改正済み)に基づく通達97/9/ECの施行する2000年7月17日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な運用のため、自らの機能のいくつかを遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。
- a) 金融監督委員会に上記を適切に報告しなければならない。
 - b) 当該委託が管理会社に対する適切な監督を妨げることのないこと。特に、管理会社が投資家の最良の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、資産運用の認可を得ているまたは登録されている機関で慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の機関に付与される場合、金融監督委員会と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資管理の中核的機能の権限付与は保管受託機関または管理会社の利益と相反する機関に付与してはならない。

- f) 管理会社の事業活動を行う者が、常に権限が付与された機関の活動を効果的に管理することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、常に機能が委託された者に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合直ちに権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される機関は当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T S の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託機関の責任は、第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社が郵便受けとなるようなかたちの機能委託をしてはならない。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に活動しなければならない。
 - b) 顧客の最良の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって活動しなければならない。
 - c) 事業活動の遂行に必要な資源と手続きを保有し、効率的に使用しなければならない。
 - d) 利益相反の回避につとめ、それができない場合は、顧客が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
 - e) その事業活動に適用されるすべての規制上の義務に適合し、顧客の最良の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。

設立の権利およびサービス提供の自由

- (17) 通達85 / 611 / E E C に従い、E U加盟国の他の国において認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続きと条件を定めている。
- (18) 第13章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたはサービス提供の自由の下に、他のE U加盟国で、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続きと条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付金融監督委員会通達03 / 108により更に整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し主張することであり、より重要なこととして、当該規定および要件をいかに解釈するべきかに関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に金融監督委員会の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを金融監督委員会に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達は更に、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から派遣または提供されることが可能である。また、業務は、個々に名声と経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管会社の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らまたは委任を通じその職務を遂行する程度に依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

更に、通達では、管理会社はその職務の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から職務を委任された企業を監視することができるように用意されるべきシステムと取決めである。これについて、通達はまた、かかる2名が、職務の委任先企業が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。更に、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達では、投資運用機能を保管者に委託することができないと規定している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用機能をかかる企業に委託できると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上金融監督委員会に提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係している。

2.2.1.3. 保管受託銀行

金融監督委員会により承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って処分されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、その業務の不履行または不適切な履行の結果蒙った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接に保管受託銀行の責任を追求することができる。保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登記上の事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融業界の監督に関する1993年4月5日ルクセンブルグ法に定める銀行および貯蓄機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価と関連のUCITSに関し経験を有していなければならない。このため、取締役および後継者の識別情報は金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用・顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用・顧問契約を締結し、この契約に従って、投資運用・顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、組入証券の組入および証券の売買に関する継続的助言をファンドに提供する。

投資運用会社の中核的機能についての管理会社による委託は上記2.2.1.2.2.の(15)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一つまたは複数の販売会社もしくは販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年8月10日法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

この形態で設立された会社型投資信託のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または一人の者が保有し得る株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において一株につき一票の議決権を有する。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、一度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における一株当り純資産価格を下回ることはいできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。この規定および手続はS I C A Vには適用されない(下記参照)。

2.2.2.1. 変動資本を有する会社型投資信託(S I C A V)

2002年法に従い変動資本を有する会社型投資信託(société d'investissement à capital variable - SICAV)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年8月10日法(改正済み)の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロである。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および外部監査人ならびにそれらの変更は金融監督委員会に届け出ることを要し、金融監督委員会の異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は金融監督委員会の提案または助言に基づき大公令により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い金融監督委員会が決定する)。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。

- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低一か月に2回、または金融監督委員会が許可する場合は一か月に1回とし、パート ファンドについては最低一か月に1回とする。)。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資信託

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資信託においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資信託の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、一株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない会社型投資信託が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づいてなされ、買戻手数料がある場合は、それを差し引き、販売目録見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資信託においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、更に1か月以内に官報「メモリアル」に公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資信託の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる株式の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの定款に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が定款に従って処分されるようにすること。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、同様に、ファンドの投資運用・顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2002年法27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型ファンドにも適用される。

(1) S I C A Vが、通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した活動プログラムを伴わなければならない。

- S I C A Vの取締役は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、金融監督委員会に直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業はこれらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- 更に、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、金融監督委員会は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

金融監督委員会は、また、管理会社が親密な関係を有するかかる自然人や法人が服する非加盟国の法令、行政規定により、その監督機能を行行使することが困難な場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、金融監督委員会に対して、要求される情報の提供を提供しなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されるか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後に速やかに業務を開始しなければならない。

金融監督委員会は、以下の場合、S I C A Vに付与した認可を取り消すことがある。

- (a) S I C A Vが12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2002年法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記2.2.1.2.2.の(15)および(16)は、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しているS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産の運用のみを行い、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを遵守しなければならない。

特に、金融監督委員会は、S I C A Vの性格に配慮し、管理会社が健全な管理上および会計手続き、電子データプロセスのための監督および防御のための整備ならびに適切な内部管理メカニズムを保有すること（特に、従業員の個人取引規則や自身の資産を投資するための金融商品投資または保有に関するもの）を要求する。これらにより、中でも、取引地、当事者、性格、効力を生じた日時・場所により、U C I T Sの各取引を遡り、かつ管理会社が管理する契約型投資信託または会社型投資信託の資産が設立文書および現行法令に従い投資されていることを確保できるものでなければならない。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関するその他の規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかった。法律に基づく大公規則により、政府は投資信託を監督する権限を与えられており、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告ならびに運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状態は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日に投資信託に関する2002年法が施行された。

2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2.3.1. 設立関係法令

2.3.1.1. 1915年8月10日商事会社法（改正済み）

この法律は、F C Pの管理会社、（2002年法により明確に適用除外されていない限り）S I C A Vであると公開有限責任会社であるとを問わず投資法人（会社型投資信託）（および会社型投資信託における買戻子会社）に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、S I C A Vにもある

程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年8月10日法（改正済み）第26条）

最低一名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロである。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年8月10日法（改正済み）第27条）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- 発起人の氏名
- 会社の形態および名称
- 本店の所在地
- 会社の目的
- 払込資本および授權資本の額
- 募集に際し払い込まれた額
- 払込資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権（もし存在すれば）に対する制限規定
- 現金払込以外の出資の内容および条件および出資者の氏名

（注）1915年8月10日法の直近の改正では、規制された市場において取引された適格性を有する譲渡性のある証券および短期金融商品への出資の場合、外部監査人の報告書の必要なく現物出資による増資が認められる。しかし、実際には、金融監督委員会は今もなお投資信託の報告書を強く要求している。

- 発起人に認められている権利または特典の内容およびその理由
- 資本の一部を構成しない株式（もし存在すれば）に関する記載
- 取締役および外部監査人の選任に関する規約が法の効力を排除する場合、その規約およびかかる機関の権限の記載
- 会社の存続期間
- 会社が負担するすべての費用および報酬の見積または会社の設立に際しまた設立に伴って負担すべき費用および報酬の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年8月10日法（改正済み）第29条）

会社が公募によって設立される場合、以下の要件が適用される。

- 設立定款を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- 応募者は、会社設立のための設立定款の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年8月10日法（改正済み）第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込責任、および会社が当該法令に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害に対し、それに反する応募者に不利益な定めがあったとしても応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2002年法

投資信託に関する2002年法には契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込に関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

主要な特定要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2002年法第93条および第94条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- 次の投資信託はルクセンブルグの金融監督委員会から正式な認可を受けることを要する。
 - (a) ルクセンブルグの投資信託は設立もしくは設定の日から1か月以内に監督当局の認可を受けること。

(b) EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託でないものについては、その証券がルクセンブルグ国内またはルクセンブルグから外国に向けて募集もしくは販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- () 認可を受けたUCIsは、金融監督委員会によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則および金融監督委員会の通達の条項に適合しない投資信託は認可を拒否、または登録を取り消されることがある。なお、金融監督委員会の決定に対し不服がある場合には、決定通知日から1か月以内に、投資信託を監督する大臣に不服申立をすることができる。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。同決定に対する最終抗告は、行政裁判所（the Council of State）に提出される。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は検察官または監督当局の要請に基づき、当該ルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日の大公規則に規定する投資信託の定義は、1991年1月21日IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、「投資信託とは、その法的形態のいかんにかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人またはその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、またはかかる証券もしくは証書を表象しもしくはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするものをいう。」とされている。上記の定義は、2002年法の第5条、第25条、第39条、第65条、第69条および第73条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）によりとってかわられた。金融庁は、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会に移転された。

金融監督委員会の権限と義務は、2002年法第97条に定められている。

2.3.1.3.3. 2002年法第109条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。また同条は、パート ファンドに平均的投資家が容易に理解することができるように構成され記載された簡易な目論見書を義務づけている。

2002年法第109条および第110条は、以下の公告に関する要件を定めている。

- ファンドの完全な目論見書、簡易な目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。
- 簡易な目論見書は、契約締結前に無料で買付申込者に提供されなければならない。更に、完全な目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、要求により無料で買付申込者に送付されなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、完全なまたは簡易な目論見書に特定する場所または金融監督委員会が承認する方法で一般公衆に入手可能でなければならない。
- 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- 監査済年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。関係する期間末から効力を有する。

2.3.1.4. 2002年法によるその他の要件

- () 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためには金融監督委員会の認可を受けなければならない旨規定している。

- () 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項は、金融監督委員会が設立文書を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて金融監督委員会に提出された場合の事前の承認

金融監督委員会の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、金融監督委員会に事前の承認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付金融監督委員会通達05 / 177に基づき、販売文書が利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合でも、意見を求めるためかかる文書を金融監督委員会に提出する必要はない。ただし、金融監督委員会の監督に服するUCIsは、誤解を招くような宣伝文書を発行してはならず、必要に応じてUCIsに固有の特別リスクを言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の記載内容

完全なおよび簡易な目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が的確な理解に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特にリスクに関する情報を含むものでなければならない。完全な目論見書は、投資対象の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、2002年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する文書に記載される場合はこの限りではない。

- () 誤解をまねく表示の禁止

2002年法第112条は、完全なおよび簡易な目論見書の主要事項は常に更新されなければならない旨規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年8月10日法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主総会に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された外部監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。外部監査人は、その義務の遂行にあたり、投資信託の報告書またはその他の書類に投資家または金融監督委員会に提供された情報が投資信託の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、外部監査人は直ちに金融監督委員会に報告する義務を負う。外部監査人は、金融監督委員会に対して、外部監査人がその職務遂行に知り知りまたは知るべきすべての点についての金融監督委員会が要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効な金融監督委員会通達02 / 81に基づき、金融監督委員会は、外部監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。金融監督委員会通達02 / 81により、外部監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管会社を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別管理について）適切な監督手続の評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIsの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的に検討することであると述べている。

- () 財務報告書の提出

2002年法第114条により、ファンドは年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出することが要求されている。

2002年法第118条は、金融監督委員会が投資信託に対して、その義務の遂行に関する情報の提供を要求でき、このため、自らあるいは任命する者を通じて、投資信託の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

金融庁通達97 / 136（金融監督委員会通達08 / 348により改正）に基づき、2002年法に基づきルク

センブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類を提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法および2002年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または5万ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.4. 清算

2.4.1. 投資信託の清算

2002年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または株主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款および適用法令の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.4.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- c. 6か月以上の間純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が法律で規定されている最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、金融監督委員会は清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.4.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

2.4.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、金融監督委員会による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.4.2. 清算の方法

2.4.2.1. 通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もし存在すれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、金融監督委員会がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、または金融監督委員会が提案された清算人の選任を承認しない場合は、金融監督委員会を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.4.2.2. 裁判所の命令による清算

裁判所は、金融監督委員会の請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条および裁判所商事部門の命令に基づく手続に従い金融監督委員会の監督のもとで行為する清算人に選任する。清算手続は、清算人が裁判所に清算人の報告を提出したのち裁判所の判決によって終了する。未配分の清

算残高は2.4.2.1.に記載された方法で預託される。

2.5. 税制

2.5.1. ファンドの税制

2.5.1.1. 発行税

2002年法第128条および2003年4月14日付大公規則の廃止に従い、2002年法に準拠する投資信託の設立に際しては、発行税は課されなくなった。

2.5.1.2. 年次税

2002年法第129条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2002年法第129条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 専門投資信託に関する2007年2月13日法に服するルクセンブルグの投資信託
- 2002年法に規定された複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントおよび投資信託の中、または複数のコンパートメントを有する投資信託の個別のコンパートメントの中で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2002年法第129条における「短期金融商品」の概念は、2002年12月20日法第41条における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に係る金融上の諸手当（金融デリバティブ商品等）を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

上記の第129条はまた、第3項（改正済）において、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のサブ・ファンドについて免責を規定している。

- その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金である場合
- その投資対象の満期までの加重残余期間が90日を超えない場合
- 最高の格付けを受け得ると認められた場合

最後に、2004年6月15日法の改正第129条により、かかる免税が同様に適用されるのは、（ ）その従業員のため同一グループの主導により創設された専門年金機関または類似投資ヴィークルおよび（ ）従業員に年金給付を提供するため会社が保有するファンドに投資する当該グループ会社に対し受益証券が限定されるUCISである。

2.5.2. 日本の株主の税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の株主もしくは受益者が、当該ファンドの株式または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該株主または受益者がルクセンブルグに住所、居所また恒久的施設を有している場合およびかつてルクセンブルグの居住者であった特定の者については、この限りでない。

会社型投資信託の株主が当該投資信託の発行済株式の10%を保有する場合、かかる株式の全部または一部売却する際に、かかる売却が取得後6か月以内に行われた場合、当該投資家が、ルクセンブルグと二重課税回避条約を締結していない国の居住者であったなら、キャピタル・ゲインに対し課税されることがある。

（注）二重課税回避条約はルクセンブルグと日本との間で締結されており、それゆえルクセンブルグの国内税法は日

本の居住者に影響を与えない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

3. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を承認した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度に基づき創設されるヴィークルと2002年法に準拠するUCIsを更に区別するため、SIF法では新規ヴィークルを「専門投資信託」（以下「SIFs」という。）と称する。

既存の機関UCIsは、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に準拠するSIFsになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、（ ）その証券が一または複数の情報通の投資家向けに限定されるUCIsおよび（ ）その設立文書によりSIF制度に服するUCIsに適用される。

SIFsは、リスク分散原則に従う投資信託であり、UCIsとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFsは、当該ヴィークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報通の投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報通の投資家のみならず、その他の情報通投資家で、情報通の投資家の地位を確保する旨および最低125,000ユーロの投資を行うか、または想定上の投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する通達2006/48/ECに定める信用機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が実行した査定から利益を得る旨を書面で確認する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報通の投資家は、洗練された個人投資家がSIFsへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ヴィークルの募集書類を提供しなければならない。そのため、一または複数の情報通の投資家向けの投資ヴィークルが、必ずしもSIF制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ヴィークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 投資規則

EU圏外の統一UCIsについて定める2002年法パート と同様に、SIF法は、SIFsが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、本制度については、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するヴィークルが、選択することができる。

SIFsはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。金融監督委員会は、個人投資家への販売が可能なUCIsよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売できるUCIsに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限よりもむしろ、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3.3. 構造的側面および機能上の規則

3.3.1. 法律上の形態および仕組み

3.3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（「FCP」）および変動資本を有する会社型投資信託（「SICAV」）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も

可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 会社型投資信託（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

S I F法に基づき、S I C A Vは、2002年法に準拠するS I C A V sの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、S I F法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託は、1915年8月10日のルクセンブルグ法（改正済）の条項に服する。しかし、S I F法は、S I F sについて柔軟な会社組織を提供するため一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を創設できると規定している。

更に、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内に、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法に準拠するU C I sについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、その形態を問わず、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。更に、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび/または申込みについて）オープンエンド型またはクローズドエンド型とすることができる。

3.3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法に準拠するU C I sに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および適用ある場合の証券の買戻しまたは償還に適用ある条件および手続は、更に厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、買戻価格または償還価格が純資産価額に基づくことを要求されない。新制度の下で、S I F sは、このため、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができる、または（例えば、クローズドエンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価額を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部で構成される可能性もある。

S I F sは一部払込済株式を発行することができ、そのため、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式および、追加の割賦で支払われる当初に発行された株式の発行価格の残額によっても、異なるトランシェの申込みを行うことができる。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I F sは、金融監督委員会による恒久的監督に服する規制されたヴィークルである。しかし、情報通の投資家は個人投資家と同様の保護を要しないという事実を照らし、S I F sは、承認手続および規制

当局の要件の両方について、2002年法に準拠するUCISの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法に準拠するUCISについて、金融監督委員会は、設立文書、SIFsの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および外部監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記のサービス提供者の変更もまた、金融監督委員会の承認を必要とする。

SIF法の規定により、SIFsは、規制当局の承認を得る前に創設することができる。ただし、認可申請書が、創設された月の翌月のうちに金融監督委員会に提出されることを条件とする。これにより、SIFsを設立し、金融監督委員会の承認を得る前に運用を開始することができる。

3.4.2. 保管受託銀行

UCISと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登記上の事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管預託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が提供される場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な安全保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2002年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益になると思われる。

3.4.3. 外部監査人

SIFの財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの外部監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の本質的要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFsは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFsは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

3.5. SIFの税制の特徴

SIFsは、0.01%の年次税(2002年法に基づき存続する大部分のUCISについて、0.05%)を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2002年法と同様の方法により、SIF法は、かかる税金を課される他のルクセンブルグUCISに投資された資産部分、一定の機関の現金および年金プール基金に対し年次税を免除している。年金プール基金について、SIF法が新たに取り入れた点は、参加している年金制度が同一グループに属することを(2002年法とは異なり)要求しないことおよび年金制度向けの個々のコンパートメントおよびクラスに対し同じく免税の利益を認めていることである。

SIFsが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

SIF法第67条の廃止に従い、会社型SIFsは、設立時に1,250ユーロの発行税を支払う必要はなくなった。

<訂正後>

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法

S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州連合（特に、E Cにより構成）
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	E U加盟国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パート ファンド	2011年7月1日までは（通達85 / 611 / E E C（改正済）のルクセンブルグ法への導入に関する）2002年法パート 、それ以降は（通達2009 / 65 / E Cのルクセンブルグ法への導入等に関する）2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づきパート ファンドを運用するための認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 管理会社	2011年7月1日までは2002年法第13章に基づき、2002年法パート に従うU C I T Sを運用するための認可を受けた管理会社、それ以降は、2010年法第15章に基づき2010年法パート に従うU C I T Sを運用するための認可を受けた管理会社

．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．はじめに

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85 / 611 / E E C（以下「U C I T S 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、U C I T S 通達を改正する通達2001 / 107 / E Cおよび通達2001 / 108 / E C（以下「U C I T S 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「S I F 法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「S I F」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iの一種として区分されている。S I Fは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけC S S Fに認可されるためにプロモーターを必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

投資信託に関する2010年12月17日付法律（以下「2010年法」という。）は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009 / 65 / E C（以下「U C I T S 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2．2010年法の効力発生および経過規定

2010年法パート 第25章および第26章は、2011年1月1日の2010年法の効力発生から2012年7月1日における2002年法の廃止までの移行期間に関する経過規定および修正規定を含む。かかる移行期間においては、以下が適用される。

- ・ 既存のUCITSまたはUCITS管理会社は、2011年1月1日以降、2002年法または2010年法のいずれに従うかの選択権があり、2010年法に従う場合は、自動的に2011年7月1日に新法の適用対象となる。かかるUCITSは、2012年7月1日までに簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書(以下「KIID」という。)に取って代える必要がある。
- ・ 2011年1月1日から2011年7月1日までに創設された新規のUCITSおよび新規のUCITS管理会社は、2011年7月1日以降、2010年法または2002年法のいずれに従うかの選択権があり、2002年法に従う場合は、自動的に2011年7月1日に2010年法の適用対象となる。この場合も、かかるUCITSは、2012年7月1日までにその簡易目論見書をKIIDに取って代える必要がある。
- ・ これまで2002年パート に従っていたUCIは、2011年1月1日以降、2010年法パート の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・ 既存のUCI管理会社は、2011年1月1日以降、2010年法の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・ 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生する。

2002年法または2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよび2010年法に従うルクセンブルグのUCI

上記の経過規定に定めるとおり、2010年法は、直ちに2002年法を取って代わるものではない。したがって、2011年7月1日まで、ルクセンブルグのUCITSは、2002年法パート または2010年法パート のいずれかに従うことができる。一方、パート に従うルクセンブルグのすべてのUCIは、2011年1月1日以降、2010年法パート に従う。

1. 2002年法に従うルクセンブルグのUCITS

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS (以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI (以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI
- パート 管理会社の認可
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2002年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIを区分して取り扱っている。上記のとおり、2002年法パート はもはや適用されない。

1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において適用あるEU通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2002年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを以下のような投資ファンドとして定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するものとみなされる。)

1.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2002年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88によって、以下のように定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をベンチャー・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ベンチャー・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で、少なくとも純資産の25%に相当する額を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
- d) 複数のコンパートメントから構成され、その一つが投資方針または借入方針を理由として2002年法のパート 1 の条項に従っていない投資信託

1.1.6. 法的形態

2002年法パート 1 に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2002年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の流動金融資産についての分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPとの関係は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2002年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社の間で確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を与えられる。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2002年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第9条、第11条および第23条は、大公規則により特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、F C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 投資制限

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T Sは、通達85 / 611 / E E Cに従い認可されたU C I T Sまたは同通達第1条第2項第1号および / または第2号の意味におけるその他のU C Iの受益証券に（設立国がE U加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のU C Iは、C S S FがE U法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のU C Iの受益者に対する保護水準はU C I T Sの受益者に提供されるものと同様であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85 / 611 / E E Cの要件と同様であること。
 - 当該その他のU C Iの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているU C I T Sまたはその他のU C Iの資産の10%超が、その設立文書に従い、その他のU C I T SまたはU C Iの受益証券に投資されないこと。
- (3) U C I T Sは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がE U加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に

登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCS SFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CS SFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CS SFは、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2007年8月2日付CS SF通達07/308を制定している。さらに、同通達は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、CS SFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2002年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCS SFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CS SFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本金および準備金を有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) UCITSは、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CS SFが規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CS SFに定期的に報告しなければならない。

い、

(b) UCITSは、CSSFが定める条件と制限の範囲内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および/またはそのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%

まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたくする場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%を超えることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的で

なされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) U C I T S が、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T S の純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売促進文書において、当該 U C I T S の特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T S のリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該主要カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2002年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、U C I T S は、以下を超えた取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一 U C I T S および / またはその他の U C I の受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) E U加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数の E U加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) E U非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可された U C I T S には、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限が U C I T S の支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関して生じる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月19日付EU通達2007/16/ECをルクセンブルグにおいて実施している。

CSSFは、2008年2月19日に、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を示達した。

通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により改正された。

CSSFは、2008年6月4日に、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

1.2.1.2. 管理会社

2010年法に従っていないパート ファンドを運用する管理会社には、2002年法第13章が適用される。2002年法第77条ないし第90条は、2002年法第13章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

業務を行うための条件

- (1) 2002年法第13章の意味における管理会社の業務の開始には、CSSFの事前の認可が必要となる。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- (2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であつて、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

FCPおよび投資法人の運用のための活動は、2002年法別表 に記載されている業務が含まれるが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条第2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)の業務提供に適用される。
- (5) CSSFは、以下を条件として、管理会社に対して認可を付与する。
- (a) 管理会社は、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託した当該FCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が管理会社として指定した投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託した当該UCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別表に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (d) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2002年法第13章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果、1993年法に適合しなくなった場合
 - (e) 2002年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主または構成員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の保有資格は、上記金融セクターに関する1993年法第18条の規定と同様の規定に服する。
- C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またパート ファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。とりわけ、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するF C Pまたは投資法人の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するF C Pまたは投資法人の受益証券に投資してはならない。
 - () (3)の業務に関し、1993年法に基づく通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件が充足されなければならない。
- a) 上記につきC S S Fに対して適切に報告を行わなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、預託機関または管理会社もしくは受益者の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができ

る方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託することを許可された権限を列挙しなければならない。

いかなる場合においても、管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行ななければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、顧客が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、顧客の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

設立の権利および業務提供の自由

- (17) 通達85 / 611 / E E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (18) 2002年法第13章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付C S S F 通達03 / 108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであり、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にC S S F の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムをC S S F に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかによって示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を

遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社はその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかかせる企業に委託することができると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

1.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンドの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行について、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。かかる保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

1.2.1.4. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

FCPの管理会社は、他の会社との間で、頻繁に、投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による投資運用会社の中核的業務の委託は上記1.2.1.2.の(15)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義

務はない。)。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主総会において1口につき1個の議決権を有する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人

会社型投資信託は、2002年法に従い、変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable）（以下「SICAV」という。）の形態により設立することができる。

SICAVは、投資主の利益のために証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては300,000ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金はそれぞれ600,000ユーロおよび2,500,000ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は、CSSFの提案または助言に基づき大公令により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いCSSFが決定する。)。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口は発行されない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約中に、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は、常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている（買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。）。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その規約に、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 投資制限

上記1.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託に適用される。

1.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

1.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

1.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.6. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2002年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達85 / 611 / E E Cに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した事業計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその後任者の氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

また、C S S Fは、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後、直ちに業務を開始することができる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2002年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記1.2.1.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達85/611/E E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有するものとする。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C I

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート U C I T S（以下「パート 」という。）

パート その他のU C I（以下「パート 」という。）

パート 外国のU C I

パート 管理会社

パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるU C I T Sとパート が適用されるU C Iを区分して取り扱っている。

2.1.2. E Uのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において適用あるE U通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買戻しに相当するものとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売するU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人（investment companies)

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

パート ファンドについて、受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パート ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算

方法

- (e) 公告に関する規定
- (f) F C Pの会計の決算日
- (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パート ファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、その権限を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行為しない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

2.2.1.2. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の2.4.2.の(15)に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の2.4.1.の(1)に定められた前提条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable)(以下「SICAV」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては300,000ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、600,000ユーロおよび2,500,000ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)

- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

2.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、その権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

2.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全に、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認

可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の2.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」はSICAVと解釈される。2011年1月より前に設立され、上述のとおり2010年法に従うことになったパート SICAVは、2012年7月1日まで以下の2.4.2.(15)のa)からe)に定められている前提条件を遵守しなければならない。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること、とりわけ、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号a)およびb)の意味におけるその他のUCIの受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該その他のUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約

款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2007年8月2日付CSSF通達07/308を制定している。さらに、同通達は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本金および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社は、運用するUCITSごとに、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UC

ITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、CSSFが定める条件と制限の範囲内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行

われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書におい

て、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えた取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはな

らない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、投資法人の場合その資産の10%まで、またはFCPの場合そのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を示達した。

通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従つて特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより示達された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を示達した。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パート ファンド/UCI

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パート ファンドについて投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、

b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、

c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするEECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記 a)、b) および c) の制限は、当該 U C I がパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型 U C I の受益証券の購入にも適用される。

2.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

2011年7月1日より後に設立されたかまたは2010年法に従っているパート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

2.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始には C S S F の事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前に C S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S F によりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、U C I の運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる。）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従う U C I でなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社は C S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

(2) C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報が C S S F に提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S F の承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

2.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S F の事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
認可を受けた管理会社は、C S S F によってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S F は当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S F に対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S F による認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E C に従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E C の下でその他の加盟国において販売することはできない。
UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。
(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
 - 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 1993年法第1 - 1条、第37 - 1条および第37 - 3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) C S S F は、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用する F C P（管理会社が運用権限を委託した当該 F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - () 管理会社が管理会社として指定した投資法人
 - () 管理会社が運用する U C I（管理会社が運用権限を委託した当該 U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 5 (a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該 U C I T S または U C I の種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(9) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006 / 49 / E C の

変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。

(10) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主または構成員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(13) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E Cに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / E Cを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。

c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用する U C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用する U C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定された U C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用する U C I T S の受益証券を支店を設置せずに U C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S 管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付 C S S F 通達03 / 108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであったが、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に C S S F の認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムを C S S F に提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかかると委託することができるかと重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出すべき6種の別表を含んでい。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に係るものである。

3. 2002年法または2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C Iに関する追加的な法律上の規定

3.1. 設立に関する法律および法令

3.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、F C Pの管理会社、および（2002年法または2010年法それぞれにより明示的に適用除外されていない限り）S I C A Vの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A Vにも一定の範囲で適用される。

3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

3.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- 設立者の身元
 - 会社の形態および名称
 - 本店の所在地
 - 会社の目的
 - 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
 - 発行時に払込済の額
 - 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
 - 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
 - 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
- （注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S Fは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
 - 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - 会社の存続期間
 - 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

3.1.2. 2002年法および2010年法

投資信託に関する2002年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特別の要件が必要とされている。

3.1.2.2. 規約の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2002年法第93条および第94条、ならびに2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたU C Iは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（I M L）によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会（C S S F）に移転された。

C S S Fの権限と義務は、2002年法第97条および2010年法第133条に、定められている。

2002年法第109条および2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたU C I T Sおよび2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたU C I T Sで、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に取って代える必要がある。

2002年法および2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

(注) 簡易目論見書を主要投資家情報文書に取って代えていないU C I T Sについては、本項における主要投資家情報文書への言及は、簡易目論見書への言及と解釈する必要がある。

3.1.4. 2002年法および2010年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項および2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項および2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うU C I T Sは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

a) F C Pは、当該F C Pを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたU C I T Sが通達2009 / 65 / E Cに従う管理会社により運用され、通達2009 / 65 / E Cに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該U C I T Sを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてU C I T Sの認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づきU C I T Sを運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国においてU C I T Sを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T Sの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2002年法または2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2002年法第112条は、完全な目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条および2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

（ ）財務報告書の提出

2002年法第114条および2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2002年法第118条および2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）に従い、2002年法および現在の2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（ ）違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2002年法、ならびに2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

3.2. 清算

3.2.1. 投資信託の清算

2002年法および2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

3.2.1.1. F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

- 3.2.1.2. S I C A Vについては以下の場合には特別投資主総会に解散の提案がなされなければならない。
 - a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
 - b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。
- 3.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

3.2.2. 清算の方法

3.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項および2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

3.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条または2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記3.2.2.1.に記載された方法で預託される。

3.3. 税制

3.3.1. ファンドの税制

3.3.1.1. 資本税（droit d'apport）

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2002年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。2010年法に従う投資信託についても同様とされている。

3.3.1.2. 年次税（taxe d'abonnement）

2010年法第174条第1項（2002年法第129条第1項）に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項（2002年法第129条第2項）に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託

- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2002年法または2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条（2002年法第129条）における「短期金融商品」の概念は、2002年法および2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に關係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条（2002年法第129条第3項）はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。（ ）2010年法第175条（2002年法のもとで既に適用されている。）に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、（ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。）および（ ）従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - （ ）その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - （ ）一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

3.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度の下で設定されたビークルと2002年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に従うSIFになった。

1. 範囲

S I F 制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定される U C I および()その設立文書により S I F 制度に服する U C I に適用される。

S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それにより U C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / E C 等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

S I F 法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または S I F への投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006 / 48 / E C に定める金融機関、通達2004 / 39 / E C に定める投資会社もしくは通達2001 / 107 / E C に定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家が S I F への投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしも S I F 制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

E U 圏外の統一 U C I について定める2002年法パート または2010年法パート と同様に、S I F 法は、S I F が投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I F はリスク分散原則を遵守する。S I F 法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。C S S F は、個人投資家への販売が可能な U C I よりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができる U C I に適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

S I F 法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づく S I F の設立も可能である。

- 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1.項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権行使することができる。

- 投資法人（S I C A V または S I C A F）

特性の要約については、上記2.2.2.項を参照のこと。

S I F 法に基づき、S I C A V は、2002年法または2010年法に従う S I C A V の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で設立される S I F は、S I F 法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用すること

ができる。

S I F法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、S I F法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

S I F法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法または2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび / または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法または2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法または2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

S I Fは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法または2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法または2010年法に従うUCIについて、CSSFは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

S I F法の規定により、S I Fは、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にCSSFに認可申請書が提出されることを条件とする。これにより、CSSFの承認を得る前にS I Fを設立し、運用を開始することができる。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2002年法または2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書とその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

5. SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01%（これに対して、2002年法または2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。SIF法は、2002年法または2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグUCIに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

独立監査人の報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

我々は、2009年4月21日付の年次株主総会における我々に対する任命に従い、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約、その他の注記で構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

年次財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示についての責任を負う。かかる責任は、不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関連した内部統制の策定、実施および維持を行うこと、適切な会計方針を選択し適用すること、現状において合理的な会計上の見積りを行うことを含む。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、「公認監査人協会」により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての証拠の試査を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は監査人の判断に依拠し、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、取締役会により採用される会計基準の査定および取締役会により行われる会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規制の要求に従って、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2009年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

取締役会が作成義務を負っている取締役報告書は、年次財務書類と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
監査人
代表

ルクセンブルグ
2010年3月31日

バレリー・ピアストレリ

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.
Soci é t é Anonyme

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated April 21, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2009, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the “ Institut des Réviseurs d'Entreprises ”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. as of December 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The report of the Directors, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, March 31, 2010

Réviseur d'entreprises

Represented by

Valérie Piastrelli

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

監査報告書

シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

年次財務書類に対する報告

我々は、2010年4月20日付の年次株主総会における我々に対する任命に従い、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度における損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約、その他の情報で構成される添付の年次財務書類について監査を行った。

年次財務諸表に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬に関わらず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成を可能にするための取締役会の決定に必要な当該内部統制についての責任を負う。

公認の監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」（"Commission de Surveillance du Secteur Financier"）により採用された国際監査基準に従って監査を行った。これらの基準は、倫理的な要求の遵守および財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額やその他の開示についての証拠の試査を得るための手続の実施を含んでいる。選択された手続は公認の監査人の判断に依拠し、不正または誤謬に関わらず財務書類の重要な虚偽記載のリスク評価を含む。これらのリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は現状において適切な監査手続を策定するための企業の財務書類の作成と適正表示に関する内部統制を検討するが、企業の内部統制の有効性に対して意見を述べることを目的としていない。監査はまた、取締役会により採用される会計基準の査定および取締役会により行われる会計見積りの合理性の査定と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、監査意見表明のための満足かつ適切な基礎を提供しているものと確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、財務書類の作成に関してのルクセンブルグの法律および規制の要求に従って、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年12月31日現在の財政状態および同日をもって終了した年度の営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

取締役会が作成義務を負っている運用報告書は、年次財務書類と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース・
エス・エー・アール・エル
代表

ルクセンブルグ、
2011年4月5日

バレリー・ピアストレリ

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders of
Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 20 April 2010, we have audited the accompanying annual accounts of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 31 December 2010, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A. as of 31 December 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Luxembourg, 5 April 2011

Represented by

Valérie Piastrelli

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。